

平成 3 0 年

大蔵村議会会議録

第 3 回定例会	9 月 1 1 日	開 会
	9 月 1 4 日	閉 会

大 蔵 村 議 会

平成30年 9 月 11 日（火曜日）

第 3 回 大蔵村議会定例会会議録
(第 1 日目)

平成30年 第3回大蔵村議会定例会会議録第1号

平成30年9月11日（火曜日）

出席議員（10名）

1番	早坂民奈君	2番	佐藤雅之君
3番	加藤忠己君	4番	矢口智君
5番	海藤邦夫君	6番	八鍬信一君
7番	佐藤勝君	8番	中島幸夫君
9番	長南正一君	10番	鈴木君徳君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	安彦加一君
教育長	有馬眞裕君
総務課長	滝沢恒彦君
産業振興課長	越後享君
住民税務課長	長南正寿君
健康福祉課長	国分浩一君
地域整備課長	高山和広君
危機管理室長	佐藤利男君
教育次長	矢口真二郎君
会計管理者	鳴海由紀子君
診療所事務長	小野秀司君
地域整備課長補佐	東谷英真君
健康福祉課長補佐	佐藤克也君
代表監査委員	土屋徹君
農業委員会会長	国分明君

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長 早 坂 勇 一 君

議事日程 第1号

平成30年9月11日（火曜日） 午前10時00分 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸報告

- ・健全化判断比率の報告について
- ・資金不足比率の報告について
- ・8月5日・6日発生の豪雨災害における対応について

第 4 本期受理の請願、陳情

第1号（陳情） 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書

第2号（請願） 日本政府が核兵器禁止条約に署名し、政府が批准することを求める
請願

第3号（請願） 種子法廃止に伴う万全の対策を求める請願

第 5 一般質問

第 6 議第68号 専決処分の承認を求めるについて

平成30年度大蔵村一般会計補正予算（第2号）

第 7 議第69号 専決処分の承認を求めるについて

平成30年度大蔵村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第2号）

第 8 議第70号 平成29年度大蔵村一般会計歳入歳出決算認定について

第 9 議第71号 平成29年度大蔵村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

第10 議第72号 平成29年度大蔵村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

第11 議第73号 平成29年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
認定について

第12 議第74号 平成29年度大蔵村へき地診療所特別会計歳入歳出決算認定について

第13 議第75号 平成29年度大蔵村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

第14 議第76号 平成29年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

第 1 5 議第 7 7 号 平成 2 9 年度大蔵村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

第 1 6 議第 7 8 号 平成 2 9 年度大蔵村団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

○議長（鈴木君徳君） 平成30年第3回大蔵村議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

執行部並びに議員の皆様には、公私ともに何かと御多忙中のところ本定例会に御出席を賜り厚く御礼申し上げます。

本定例会に提案されます議案等につきましては、加藤村長から提案理由の説明がありますので、議員の皆様におかれましては、円滑に議事が進められ、適当妥当な議決が得られますようお願い申し上げます。

また、御多忙中にもかかわらず本会議を傍聴いただきます皆様に対し、議会を代表し衷心より敬意と感謝を申し上げます、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は10人です。

定足数に達しておりますので、これより平成30年第3回大蔵村議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木君徳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、4番矢口 智議員、5番海藤邦夫議員の両君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（鈴木君徳君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定については、過日、議会運営委員会が開催され、提出議案等を検討した結果、本定例会の会期は、本日9月11日から9月14日までの4日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日9月11日から9月14日までの4日間と決定いたしました。

日程第3 諸報告

○議長（鈴木君徳君） 日程第3、諸報告に入ります。

初めに村長より報告事項がありますので、加藤村長より報告をしていただきます。報告1、健全化判断比率、報告2、資金不足比率、報告3、8月発生大雨被害について、加藤村長。

○村長（加藤正美君） 皆様、おはようございます。

議員の皆様方におかれましては、このたびの全国棚田サミットへの御出席、まことにありがとうございました。2年後に向けて御協力をよろしくお願い申し上げたいと思います。

9月定例議会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

秋の本格的な農繁期に入る前の何かとお忙しい中、傍聴いただきました皆様方には、心から感謝を申し上げます。

さて、ことしは春先から好天が続き、初夏には猛暑、酷暑となり、日本全国至るところで最高気温を更新する事態となりました。当然、生活用水や農業用水としても水不足も出てきました。反面、台風や局地的な集中豪雨により九州や中国地方を初めとする西日本では、かつてないほどの甚大な土砂災害が何回も発生し、多くの人命や財産が失われております。

そうした中、8月に入り、まさか当最上地方において今まで経験したことがない集中豪雨が発生しようとは、予想だにできなかったことであります。大蔵村におきましても、8月5日から6日にかけて、8月16日、8月28日、8月30日から31日、9月1日の4回にわたり、大雨や洪水警報、土砂災害警戒情報が発表になったところであります。それを受けて村内全域の避難勧告を発令したところであります。さらに、9月4日から5日にかけては、台風21号の対応ということで早い時間からその対応、あるいは、いろいろな準備を行ったところであります。この異常気象と土砂災害に、危機管理室を中心に各課長を初めとする全職員に不眠不休で対応していただいたところであります。このことは、いかに仕事とはいえ誠心誠意頑張っていた職員の皆様方に、心からこの機会をおかりしまして敬意と感謝を申し上げるものであります。おかげさまで人災は発生しておりません。また、このたびの豪雨災害に関しましては報告3で詳しく申し上げておりますが、国や県と村との連携の中で、被災農家が再生産意欲を失うことや農業計画を諦めることのないような支援をしていかなければならないと思っているところであります。

さて、本日11日から14日までの4日間、9月定例議会の開催となりますが、9月議会は別名「決算議会」とも言われています。これは村民の皆様方からいただいた貴重な税金をどのような使い方をしたのかということを慎重審議するからであります。

おかげさまで、平成29年度決算も一般会計の実質収支額は1億280万円の黒字決算となり、

基金総額は32億7,300万円となっております。しかしながら、自主財源の乏しい我が村にとって、ことしのような大きな災害や公共施設の老朽化による建てかえや増改築など、さらなる厳しい行政運営を余儀なくされることは確実であり、今まで以上の経費節減、創意工夫、改善努力を私を含めた全職員が心して取り組んでいくことをお誓い申し上げるものであります。

なお、本日は、公私ともに大変お忙しい中を土屋代表監査委員様、そして、国分農業委員会会長様の出席を賜りましたことを心から厚く御礼を申し上げます。本日一日よろしくお願いを申し上げます。また、壇上のリンドウでございますが、毎年、大蔵村の生産者であります豊牧の中島 貢さん、中島幸一さん、そして合海の早坂新一郎さんから議会開催に合わせていただいたものであります。リンドウは大蔵村の花でもあり、4日間の議会開催中、私たちの目と心を楽しませ癒やしてくれるものと思います。3名の生産者の皆様と部会のあるものがみ中央農協に感謝を申し上げ、議会開会に当たっての挨拶といたします。

これからは報告に戻りますけれども、自席のほうで皆様方に報告3つを申し上げたいと思います。

報告1、健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、平成29年度の決算について健全化判断比率を議会に報告し、かつ村民に公表するものです。

詳しい内容につきましては総務課長に説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 報告1、健全化判断比率の報告について。

平成29年度決算に係る健全化判断比率を地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により別紙監査委員の意見をつけて次のとおり報告する。

説明させていただきます。

健全化判断比率は、法律に基づいて地方公共団体の財政状況を客観的に判断するため4項目の財政指標でございます。

表をごらんください。

平成29年度の数値でございます。実質赤字比率はありません。連結実質赤字比率もありません。実質公債費比率は8.2%でございます。将来負担比率はありません。右の欄に早期健全化基準と財政再生基準の値を示しておりますが、平成29年度数値はいずれの基準も大幅に下回っており、適正な財政運営ができているものと思っております。

平成30年9月11日、大蔵村長加藤正美。

以上、報告いたします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 報告 2、資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、平成29年度決算について資金不足比率を議会に報告し、かつ村民に公表するものです。

詳しい内容につきましては総務課長に説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 報告 2、資金不足比率の報告について。

平成29年度決算に係る資金不足比率を地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により別紙監査委員の意見をつけて次のとおり報告する。

御説明申し上げます。

資金不足比率は、法律に基づいて地方公共団体の公営企業会計の経営状態、資金不足の度合いをあらわす指標でございます。

表をごらんください。

3つの特別会計の平成29年度資金不足比率でございます。簡易水道事業、特定環境保全公共下水道事業、浄化槽整備事業、団地造成事業の各特別会計において、資金不足はいずれもございません。右の欄には早期健全化基準の数値を示しております。各公営企業会計においても適正な財政運営ができているものと考えております。

平成30年9月11日、大蔵村長加藤正美。

以上、報告いたします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 報告 3、8月5日・6日発生 of 豪雨災害における対応について。

8月5日・6日に発生いたしました豪雨災害の対応について、別紙のとおり報告いたします。詳細につきましては、過日開催の議会全員協議会で御説明しておりますので、省略をさせていただきます。

なお、この豪雨災害について、各種団体からお見舞い、あるいはお見舞いの電報をいただいておりますので、私のほうから御紹介を申し上げたいと思います。まず、見舞金が全国町村議会議長会会長の吉宮 茂様から金3万円をいただいております。同じく見舞金として、株式会社ぎょうせい東北支社支社長山田真也様からタオルを37枚、見舞いの電報としましては、全国町村会会長の荒木泰臣様からいただいております。それから、日本共産党中央委員会委員長

志位和夫様から、そして、最後ですけれども、山形県労働組合総連合、議長の勝見 忍様からお見舞いの電報をいただいております。以上の皆様方には、心から感謝を申し上げるものであります。

○議会事務局長（早坂勇一君）　ここで、全国町村議会議長会より、今回の豪雨に際しまして被災された大蔵村に対して見舞金が届いております。議長のほうから村長に授与をお願いいたします。

○村長（加藤正美君）　貴重なお見舞いをいただきまして、ありがとうございます。櫻井会長様にはよろしくお伝えください。ありがとうございました。

○議長（鈴木君徳君）　議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付いたしておりますので、御了承願います。

以上で、諸報告を終わります。

日程第4　本期受理の請願、陳情

○議長（鈴木君徳君）　日程第4、本期受理の請願、陳情に入ります。

本日までに受理した請願、陳情は、お手元に配付している請願、陳情の写しのとおりであります。

整理番号第1号（請願）日本政府が核兵器禁止条約に署名し、政府が批准することを求める請願につきましては総務文教常任委員会に、整理番号第2号（請願）種子法廃止に伴う万全の対策を求める請願については産業建設常任委員会に、以上、付託いたしますので、報告いたします。

日程第5　一般質問

○議長（鈴木君徳君）　日程第5、一般質問に入ります。

議会会議規則第61条の規定により、指定期日まで4名の方の通告があります。

通告順に発言を許します。

2番佐藤雅之君。

〔2番　佐藤雅之君　登壇〕

○2番（佐藤雅之君）　執行部の皆さん、傍聴者の皆さん、おはようございます。

まず初めにですけれども、今回の豪雨災害、本村も含めまして被災された方にはお見舞いと亡くなられた方にはお悔やみを申し上げたいと思います。また、北海道では史上空前の大地震

が起こりまして、これまた大災害になったわけではありますが、ここで被災された方にもお見舞いとお悔やみを述べたいと思います。

さて、私からは、村長に2つの点で一般質問を行いたいと思います。まず第1は、介護用紙オムツ、介護者激励金の支給要件の緩和を！であります。2つ目は、より計画的で、伝わりやすい防災無線に！であります。

まず、1つ目の介護用紙オムツ、介護者激励金の支給要件の緩和について質問をします。

介護保険制度も現在第7期を迎えました。介護を必要とする高齢者等の急増と厳しい財政運営のなかで、日々の業務を行っている役場職員には敬意を表したいと思います。同時に「地域支援事業」という形で自治体の政策決定が具体的な介護サービスの水準を決める事業も増えているところであります。今回は、介護保険法に基づき、村が実施主体となっている「地域支援事業」のうち、「家族介護支援事業」に位置付けられている、「紙オムツ支給事業」と「寝たきり高齢者等介護者激励金」制度について、その支給要件の緩和を求めて質問するものであります。

現在、村の要項では、両事業とも対象が要介護認定で「4または5」、認知症自立度Ⅲ以上となっています。この間複数の住民から、「要介護認定が「3」になった結果、オムツ支給がなくなり、介護者激励金が受けられなくなるなど、家族の生活を圧迫する。介護度が「3」に下がってもオムツは必要だし、出費も変わっていない。介護度が低くなったからと素直に喜べない」との相談を受けました。

制度の趣旨は財政上の制約もあるとは思いますが、こういった声を村長はどのように受け止めているのでしょうか。また、これらの制度の要件緩和を検討する考えはありませんでしょうか。一つの提案として例えば、1度支給対象に該当した場合は「要介護度等」が基準を下回っても例えば1年程度は暫定的にオムツ等を支給し、激変を緩和したり、介護の必要度合いの推移を見守るなど、住民の生活にさらに寄り添った事業とできないものでしょうか。その点について質問したいと思います。

次に、2つ目ではありますが、この間、防災無線の聞こえ方や内容、頻度等について、様々な「苦情」等を耳にしています。放送をしている職員の個人の口調等の問題というよりも、発信全体にかかわる問題だと思います。情報内容の精査、わかりやすい言葉遣い、放送する時間帯、緊急なものなのか日常的な「お知らせ」なのかなどが、聞き始めから分かる工夫が求められると思います。時には、ほっとする音楽に乗せての放送も必要だと思います。また、災害情報なのか、行事や啓発等のお知らせなのかなどもすぐに伝わる情報発信をする必要があるのではな

いでしょうか。場面や情報の緊急度、切迫度等にそくしチャイム音やリズム音の分けと活用も大切だと考えます。さらに、啓発の放送でありがちではありますが、いわゆる「もの教え」や「上から目線」の言い回しを避けるなど、住民により理解され、愛される防災無線にすべきだと考えますが、村長の考えを伺います。

以上であります。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「介護用紙オムツ、介護者激励金の支給要件の緩和を！」と「より効果的で、伝わりやすい防災無線に！」という佐藤議員の質問にお答えいたします。

まず、質問の一点目でございますけれども、佐藤議員には、この度も生活支援を必要としている方の目線で福祉行政に対する御提言をいただきました。

議員の御提言は、介護用紙オムツ、介護者激励金の支給要件の緩和をとのことですが、議員御承知のとおり介護用紙オムツ支給については、介護保険制度の発足以前から、さらに県の補助制度が終了した後についても村単独で支援を行っておりました。

また、寝たきり老人等介護手当、いわゆる介護者激励金については、介護保険制度の導入時に介護者への手当を現金給付として認めて支給すべきかどうか国において議論されました。

結果として「家族を介護に縛り付ける」「介護の質が確保されない」などの理由で介護保険制度に踏み込むことが見送られた経緯があります。しかし、村では在宅における高齢者介護において家族が大変な御苦労されているのが実態であり、その介護をもっと理解、評価すべきであるとの考えから、村単独の制度として支給しております。

さて、介護用紙オムツ、寝たきり老人等介護手当の支給要件ですが、以前から本人の身体状態ではなく、介護にかかる時間等を全国で統一した基準で評価した介護保険認定調査を基にしております。

本村では、平成27年度に山形県地域包括ケア構築推進事業により、モデル市町村として翌年に自立支援型ケア会議を開催しております。

この会議では、介護支援専門員が作成した自立支援型ケアプランを比較検討する場となっており、介護保険法の趣旨に沿った要介護状態の予防と健康の保持増進を求めるもので、村では2ヶ月に1回、年6回開催し、自立支援の改善や介護保険事業の推進を図っております。

例えば排泄行為はできるが、トイレまでは間に合わないから失禁してしまうのでオムツを使用するというような従来の要望型ケアプランでは、数年後に寝たきりになってしまう可能性が

高いということが報告されております。

こうしたことから自立支援型ケアプランまでは、排泄行為はできるが起立行為や移動行為が不安定なため間に合わず失禁するというようなケースや課題を分析し、『できない行為』を『できる行為』に改善するのが目標であります。

本人が健康な時に思い描いた理想とする姿に近づけるための計画を設定し、介護保険サービス等を利用しながら自立した生活ができるよう支援するのが目的となります。

議員からは、一度でも支給対象となった場合、暫定的に支給してはと言う御意見をいただきましたが、自立支援型ケアプランは先程も申し上げましたように、自立を促す制度設計となっていることから介護度が軽減された方については、課題解決のため介護支援専門員を中心とした自立支援型ケアプランの支援が継続されることが重要と考え、制度に逆行するような紙オムツ支給事業の要件緩和は検討しておりません。

また、家族への手当も必要なことだと思いますが、御家族には介護による肉体的・精神的疲労による疾病などで、介護をする側の負担が大きな問題となっておりますので、金銭的な支援に留まらず、高齢者を介護している家族を対象とした介護方法や介護予防に加え、介護者自身の健康づくりや身体的、精神的負担の軽減を目標とした事業展開が重要であると考え、各種事業を展開しております。

寝たきり老人等介護手当は、他の市町村も金額に差違があるものの、同様の要件で行っております。村では介護保険の地域支援事業として支給額や要件等を見直しながら継続しており、これからも他団体の動向を参考にしながら実施してまいりたいと考えますので、現段階での制度見直しは考えておりません。

本村でも自立支援型ケアプランを基本とした地域包括ケアを想定しており、モデル事業に取り組んだときから、高齢となっても自立した生活を送ることが出来るよう一貫して、住民向けの研修会や介護予防教室、介護支援専門員研修等を開催しております。

今後も、高齢者の福祉はもとより、村民生活の向上のため、保険者である村、住民、支援する介護保険事業者等一体となった地域包括ケアを推進してまいりたいと思います。

次に、2点目の「より効果的で、伝わりやすい防災無線に！」という御質問にお答えいたします。

防災行政無線の利用については、今までもいろいろな御意見が寄せられています。「税の納期到来の放送は、催促されているようである。」、「回数が多い」、「放送が長くてテレビや家族の話が聞こえない」、「イベントやお知らせだけの放送は必要ない。」、また、朝夕

や夏休み期間に童謡と供に放送していた子供たちへの生活指導の放送についても、観光宿泊客に配慮してほしいなどの御意見をいただき、中止した経緯もございます。

一方で、「防災情報の早期周知」や「交通情報」、「細かい行政連絡」「地域の話題、身近な生活情報」などの放送の充実を求める声も多くあります。

こうしたことは、地域性や仕事、年齢等によって、必要な情報に差があることが一因と思っておりますが、こうした村民の皆様からの御意見に耳を傾けながら、より良い防災情報、行政情報の伝達手段として、その活用に努力をしているところでございます。

佐藤議員御意見のように、私共も放送内容がわかり易く、村民に伝わることが重要と考えておりますので、音楽の活用等も含め、引き続き検討してまいりたいと思います。

また、議員からは「もの教え」や「上から目線」といった御意見をいただきましたが、情報の発信にあたっては、簡潔明瞭、丁寧な言葉遣いを旨として放送しておりますので、そのようなことは、決して無いと思っております。注意喚起などの放送も、わかり易く具体的な事例をあげて呼び掛ける場合もありますが、決して「もの教え」や「上から目線」ではございません。村民の皆様が元気に安心して暮らせるようにとの一念でございますので、何卒御理解をお願いいたします。

終わりになりますが、この度の相次いだ大雨災害におきましては、深夜も含め防災行政無線を随所でフルに活用させていただきました。緊急時の瞬時伝達手段として、必要不可欠なものであることを強く感じたところでございます。このようなことから、佐藤議員をはじめ議員皆様におきましては、様々な村民からの御意見を耳にしましたら、是非担当課へお知らせを願います。防災行政無線として緊急時に「聞こえなかった」が、一番怖いことだと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○2番（佐藤雅之君） まず最初に、介護用紙オムツ、介護者激励金の関係なんですが、介護保険法についての村長の根本的な認識、ここが少し私とは違うのかと思います。法律ですので、自治体、執行機関として介護保険法の趣旨、いわゆる自立支援型のケアプラン、こういった国の方針が色濃く出るわけなんです、他方で、各自治体が、本村もそうですけれども、オムツ支給だとか介護者激励金を一律にカットしないでやっている背景には、やはり現実合わない部分もあって、そういった部分が地域の独自の制度として継続している部分だと思うんですが。この間、国のほうも法改正がありまして、地域総合支援包括ケアプランというような形で、さ

まざまな形で自助努力を各自治体に迫って、本村もモデルケースとなっていますけれども、自立型プランという形でモデルケースにして給付の効率化、私にとっては効率化の名のもとに必要な給付が受けられないということが懸念されるわけですが、そういった形の中でどんどん、効率化の名のもとに自助努力が強調されて現場では支障が起きているというように思うんですけれども。そもそも自立支援という名前は立派なものですし、もちろん機能が回復していくという考え方そのものが全てだめというわけではないですが、自立という言葉の背景のもとに福祉や介護、必要なものが切り捨てられてしまっている、場合によっては負担がふえているという認識はそもそもお持ちでしょうか。それとも、法律どおり行政が執行していれば、それは正しいことだと考えているのでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 私も佐藤議員のおっしゃりたい気持ちはよくわかるつもりです。私ども、いつもいろんな場所で、あるいは、村民に向けてということでは福祉の村づくりということで、福祉については、いろんな面で他の自治体から分けることなく大蔵村の特徴を生かした形でしっかり実施をしていると考えてございます。佐藤議員が今おっしゃったのは、自助努力の強要というようなこと、あるいは、自立というふうなことをもとに福祉の切り捨てが行われているのではないかと村長の認識を問われたわけでありますけれども、私は、そういうことではなくて、いわゆる自立を促すというふうな、本人に寄り添った形の中で制度をうまく活用しながら、不足する部分については村の独自の支援をしていきたいといつも考えているところでございます。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之議員。

○2番（佐藤雅之君） この間、モデルケースという形で大蔵村も自立支援型ケアプランということをやっているわけですが、そうした中で、例えば今回の要介護4ないし5から3に下がってしまったと。ことしの8月からまた下がって3になってオムツ支給がなくなってしまった、または、介護者激励金がなくなってしまったという方がいらっしゃるわけですが、ことしはまだ、8月ですからなってすぐですけども、去年例えば4から3に下がって自分でしなければいけない、もしくは家族が何とかしなくてはいけないという世帯は何世帯ぐらいあって、その後の追跡調査、具体的にどのような形で、オムツがなくても自立できているのかどうかも含めて、その辺の調査はされているのでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） ただいまの質問は事務的範囲でございますので、担当課長から答えさせ

ます。国分健康福祉課長、お願いします。

○議長（鈴木君徳君） 国分健康福祉課長。

○健康福祉課長（国分浩一君） 昨年から見ますと、数値的にはそんなに変わりありませんという現状です。毎月変わりますので、そこら辺は数値的には変わらないということです。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○2番（佐藤雅之君） いや、そういうことを聞いているのではなくて、数値的に変わらないとしても、4ないし5から3になって事実上支給が打ち切られていく方は現にいらっしゃるわけですね。それもいないというわけではないですよね。その方のその後はどうなっているのでしょうか。具体的に調査していますか。

○議長（鈴木君徳君） 国分健康福祉課長。

○健康福祉課長（国分浩一君） 手元に資料がありませんので、後ほど照会したいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○2番（佐藤雅之君） 手元に資料がないわけですが、これは大きな着目点の1つだと思うんです。実際、自立支援ということで、機械的にというか4から3になった場合に、本当にオムツがなくて大丈夫なのか。理想は確かに自立できればいいという考えもあるでしょうが、現実としては本人なり家族が、高齢者であれば比較的低い年金から、その分が自己負担という形で継続してオムツを自分で買うという現象が起きているのではないのでしょうか。そうすれば、結果的には自己負担がふえて、事実上オムツをつけていれば事実にも、私の考えとは違いますが、自立支援という理屈から言うとそういった効果も期待できないわけですね。自立していくという効果も、今まで支給されていたものを自費で今度オムツを買えば、その部分のトイレまで行く能力が鍛えられたかどうかというのは、具体的にどのように検証しているのでしょうか。それなしに自立という意味合いのことに一律に切ってしまえば、いわゆる介護難民が発生するおそれはあると思うんですが。細かい数字は今答えられなくてもやむを得ないですが、そういったところの着眼点、発想というものは行政としてどのように考えているのでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 着眼点については、それぞれ違いがあるものと思いますけれども、私は、介護を受ける方本人に先ほども申しあげました寄り添った形での介護でございますので、例えば先ほど1回目の答弁で申しあげましたけれども、介護される方が、オムツをしていることにより自分で立つ努力を怠ったり、あるいは、介護される方も忙しいとかいろんな中でどうしてもオムツに頼り切ってしまって、自力で立ち上がる、あるいは歩くという方向に進んでいかな

くなるのではないかとということでこういった形にしております。

それから、4から3に下げるということは、いろんな専門家の方が、るる検討しながら自立ができると判断をしてその裁定をされたものと思ってございます。ですから、むしろ大蔵村としては、福祉の後退ではなくて、自立できるというふうに向けて頑張っていくんだということを御理解をいただければと私は理解をしているところであります。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○2番（佐藤雅之君） 制度設計上そのように答えざるを得ない部分があると思うんですが、結局のところ、であれば制度のように、4から3になれば、専門的な検討の結果3に下がったんだから、自立に向けての一步として、すぐにトイレに行けなくても徐々に行けるような形というふうに理屈上はなるんでしょうけれども、それでは、それについてのいわゆる証明というか、英語で言えばエビデンスですね。実際に具体的に大蔵村においてそういった事例があった場合に、その後の追跡調査をしなければ、その事実関係というのは理念どおりになっているのか。場合によっては、自立支援という考えからすれば、自費で払ってオムツあてていれば自立支援にもならないわけなので、私はそれは別にやむを得ない沙汰だと思いますが、そういった自立支援の関係に着目しなければ、本当に形式的に、それは気持ちはわかりますよ。財政も厳しい中で自立を目指していくという考えはいいですが、それを看板に全てが切り捨てられてしまう側面もぜひ見ていただきたいと思うんですが、その点どうでしょうか。具体的な事例が今出せないわけですから、その点、調査も含めてお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、佐藤議員がおっしゃったこと、的を射ているなど私も納得をしております。そういったこと、これから追跡調査も含めてそれはやはりやっていかなければならないことだと思っています。

ただ、財政の面でという議員からの御指摘がございましたけれども、いいか悪いかということも含めて大蔵村の場合は、人口が少ない分それに比例してそういう方も少なくなっております。少ないんですよ、全体的から見れば。そういうことで、私は、財政的な面を一番全面に出してこういう制度にしているとは思ってございません、大蔵村の場合は。本当の意味で介護される方の自立を望んで、しかも、福祉に関して、あるいはこういった介護に関して、大蔵村は山形県の中でも進んでいる、あるいは努力をしているということが認められてモデルケースとして私は行政指定されたものと理解してございます。そういうことでございますので、4から3に下がった場合のさまざまな制度についても、その追跡の結果次第では、また検討せざる

を得ないということも当然出てくると思います。そういうことの中で、決して財政絡みの中でそれを抑制しているのではないということを議員については御理解いただきたいと思っています。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○2番（佐藤雅之君） 確かに大蔵村においては、財政面というのは主たる理由ではないと思います。今回、決算議会ということで私も決算書、まだ認定はされていませんが見てみると、紙オムツ支給と寝たきり老人に対する介護者激励金については、昨年度は40万5,000円の不用額が出ているという状況なので、確かに今、財政的という話もしましたが、それは全国的な趨勢として介護保険法の精神の中にあって、そのあおりを大蔵村も受けているのではないかと。当面の財政を見れば確かに、不用額が出ているぐらいですから、財政的に手当すれば可能性もあると。実は逆に、こういった形で財政の点が苦しいのであれば去年不用額が出ていたのではないですかという質問もしたかったんですが、逆の形で村長が答弁されましたけれども。

1番については最後になると思うんですけども、行政として法を犯すことはできないし、法の趣旨にのっとって執行する、それは当然だと思うんですが、同時に保険者は市町村でありますので、市町村が一番現場の実態を知っていると思うんですね。言葉は悪いんですけども、総理大臣が直接オムツをはかせたり、介護に連れていくのではないわけなので。そういう意味では、この自立支援の名のもとに多くの現場の矛盾が起きているという、現場の声を知らせる役割も保険者、末端の市町村としてはあるのではないかと思うんです。自立支援という法の趣旨の背景に、それが余りにも前面に出るために、そういった現場の声を中央に届ける、国に届けるという、そちらの機能が低下してしまわないか。矛盾は矛盾として、法律上はこういうふうになっている、要綱上もそういう精神でつくらざるを得ないとなっても、それに対する矛盾をフィードバックしてやらなければ、国はそれでいいと誤解というか、私に言わせれば、正しいところもあるのでしょうけれども、一面誤解する要素にもなるのではないかと思いますので、随所に出てくる介護保険法の精神や指針にのっとりということを認識しつつも、やはり現場の声というものを上げる機能を市町村として持っていただきたいと思うんですが、その点はどうでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今までも当然やってきておりますけれども、改めて今、佐藤議員からそのことの大事さということを指摘いただきました。当然、山形県にはそういったことで、国会議員におかれましても非常に詳しい、あるいは頑張っている議員さんもいらっしゃいますので、

そういうことの中で、私だけではなく担当のほうからもそういった声を、今おっしゃられたとおり現場の声というものを、いわゆる不都合である現場の声をしっかり届けて、その声を大きくして、ぜひ現場に沿った形に修正をしていただくようにこれからも頑張ってまいりたいと思っています。

それから、村として私はいつも話の端々に出していることでありますけれども、小さな村だからこそ、今そういうような四角四面のがんじがらめになったようなことではなく、行政の自治体の中で、範囲の中で、許容範囲としてできることであれば、大いに私はその枠を越えながら福祉についてもいろんな政治についても頑張ってまいりたいというのが私の心境でございます。そここのところを御理解いただければと思います。当然、今の段階では制度の見直しといひましようか、それは考えていないということをここで答弁申し上げましたけれども、先ほどの追跡調査、あるいはいろんな状況によって、そういったものが現場の声に近い形で当然変わっていくべきなんだとも私は思っております。そういうことの中で、ただ、何回も申し上げますけれども、介護される側に立った発想といひましようか、それも大事なのかなと。例えば、子供を教育する点においても同じであります。過保護に育てるのとある程度視点を与えながら強く育てていくのと、その違いが必ず将来的に出てくるのと同じように、目先のことにだけとられるのではなくて、そういった大局を見据えていろんなことをやっていかなければならないということもあるということを御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 国分健康福祉課長。

○健康福祉課長（国分浩一君） 先ほどの件になります。4から3に下がるというのは、29年はゼロでした。30年、今現在は1人になっております。これも一時的な評価であります。半年から1年かけて見直しの申請を受け付けておりますのでぜひそれで、本当に必要であれば申請していただくということになりますので、よろしくお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○2番（佐藤雅之君） 次に、2番目の防災無線の関係なんですが、村長の言わんとしていることはわかります。人によって必要な情報は違う、千差万別、それは私も感じます。しかし、同時に、やはりもう少し見直しも可能かと思ひます。

まず1つ提案したいのは、屋外の外の防災無線と室内の各戸につけられている防災無線、これを切り分けたらどうかと。例えば、住民税の納期限が迫っていますとか、固定資産税の納期限が迫っていますというのは、外で流す必要はないと思ひんです。百歩譲って、そういうのを流すこと自体を嫌う方も住民の中にはいらっしゃると思ひますが、ただ、行政として言う必要

があるとすれば、私の聞こえている範囲では、屋外でもそういうのが鳴っているわけですね。例えば、住民でない方、お客さんも含めて旅行客も含めてですが、そういった方には関係ない情報で、むしろ室内にいる住民のほうは必要な情報だと思うんですね。

また、私もそうなんですけれども、車に乗っていて防災無線が鳴ると何だろうと思ってとまるわけです。何かと思って聞くんですが、かえってそれが、事故にはなりませんけれども、急ブレーキ踏んだりして事故になりかかるようなこともゼロではないので。

そういった意味で、外で働いている人や農作業している人や車、バイクを運転している人に聞かせるほどのものなのかどうか。もちろん、緊急時は別ですけども。そういった家庭内で、しかも住民に限定して基本的に伝わるような、室内用と屋外で話す内容を変えるという提案をしたいんですが、その点についてはどう考えているのでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 理屈という言い方、大変失礼ですけども、そのことでは佐藤議員からは貴重な御提言をいただいたと思ってございます。ただ、今の制度上、私どもの大蔵村にある防災無線の機能がそういうふうに使分けできるのか、できないのかというシステムの問題もございます。そういったことで、私はこの問題についても第1回目の答弁で申し上げていますが、しなないとは決して言っていません。これからもよい、親しまれる、あるいはわかりやすい防災無線に向けて課内の中で鋭意検討しながら、その要望、あるいはそういった目的のためにしっかりと果たしていきたいと申し上げているところであります。ですから、今、佐藤議員から言われたことを考えに入れた形の中で検討してまいりたいと思います。ただ、今申し上げたとおり、今の防災無線のシステムの中でそれが可能かどうかということもございます。ですから、する、しないは別にして、そういういろんな皆様方からの情報をいただきながら、よりよい防災無線のあり方についてしっかりと検討して、そしてその実施をしてまいるということであります。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○2番（佐藤雅之君） もう一つなんです、いろんな形での発信の仕方があると思うんです。全て防災無線が中心というわけではなくて、災害情報等であればエリアメールとか災害緊急情報ということで携帯だとかにも伝わってくるわけですが、通常のお知らせだとかというのは、災害ではない場合はそういったものにはのってこないと思うんですけども、今回この質問をするに当たってある方からこれもお願いしますということで、緊急時も当然そうなんです、やはり全国的に災害時等に雨の音や風の音がうるさくてせっかくの防災無線が機能しない。村

長も一番それを懸念されているということが最初の答弁でわかったわけなんですけど、当然だと思います。そうした中で、もちろん録音機能が室内の防災無線にあるのはわかりますが、ある方からは、SNS等、文字情報で、何日も前のものをずっと掲載しろとは言いませんけれども、直近1週間分とか3日でも1日でもいいと思うんですが、2回流れますけれども、聞きそびれた情報を文字でチェックする。あと、日本の場合、同音異義語といいますか、同じ発音をしても違う意味である場合もあったりして、間違いなんていうのもあり得ると思うんですね。それを文字でチェックする。それは全員が利用できるわけではありません。確かに高齢者の方はそういったものの利用はなかなか難しいでしょうが、ある程度若い方や中年の方にとっては、SNSなりホームページ等ですぐアクセスできるような形で、先ほどの情報何だっけというのを文字情報でアクセスしたり、もしくは、おおくらくんなんかの村が発信しているSNS上で防災無線の中身を、やたら出てくるとそれもうっとうしいということがあるでしょうから、こちら側からアクセスすれば、クリックすれば閲覧可能なような仕組みができないか。そういったことを考えているのですが、その点、技術的な問題もあるでしょうけれども、課長も含めて検討の余地はあるかどうかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 実は今言われたようなことも内部では、このたびの災害を契機として、さらにもっともっと皆さんにわかりやすくお伝えできないかということも含めて、いろいろ中で話し合ったところでありました。SNSで文字での情報の提供、あるいは、エリアメールというふうなこともございました。やはり音声だけですと、議員おっしゃるとおり同音異義語もございます。そういうようなことで、そんなに間違える人はいないと思うんですけれども、そういった案件ですので。ただ、やはり音声だけですと、そういう間違いが1つもないということも言えないと思いますので、そういうことも考えてございます。

なお、担当がそろったということでございますので、今、課長も含めてというお話でありますので、課長からも答弁をしてもらいたいと思います。滝沢総務課長、お願いします。

では、総務課ではなくて、放送については総務となっていますけれども、危機管理の情報伝達ということで危機管理室長のほうから答弁させます。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤利男君） ただいまの佐藤議員の御質問ですけれども、SNS等で行うかは確認しないと、いろいろな法律があると思いますので、それは確認したいと思います。

それから、注意喚起のエリアメールは順次進めております。ドコモ、au、ソフトバンクで

例えば警報等、土砂災害警戒情報等の情報が入ったらすぐ情報発信できるような状態で今進めているところですので、御理解のほうよろしくお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○2番（佐藤雅之君） そういう形でできれば、これは別に利害が対立するものではありませんので、最大限の努力をしていただきたいと思います。

時間が押しているのも最後になるんですが、もの教え型ではないというふうなこと、上から目線ではないというふうに、伝える側はそう言いますけれども、実際は非常に、聞いていて単調で、しかもわかっていることを何回も何回も、それが継続は力なりという側面はあります。わかりますが、しかしその場合、例えば虫歯注意報で言えば、今度は屋外でなくて室内で音楽に合わせて虫歯予防のために頑張りましょうみたいな音楽にのせて、お客さんなんかには迷惑がかからないような流し方をしながら、もっとみんなが賛同するような気持ちも音楽に含めて、チャイムも含めて、そういった形のものがあってしかるべきではないかと。棒読みではないですけれども、ただ垂れ流すということは、ちょっと失礼かもしれませんが、そういう流し方、そういったものを課を越えて、今、総務課か危機管理課かということでもどちらが答えるかとなりましたけれども、やはり効果的な文章、言うのは易しくてやるのは私も議会広報なんかつくっていて難しいところがあるんですけれども、そこは知恵も出し合って短く聞ける文章にしていきたいと思います。村長、何か答えがあればお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、佐藤議員がおっしゃったこと、そのままだというふうに思います。

そういうことで1回目の答弁をいたしました。まずはそういうふうな気持ちもなく丁寧な言葉を使ってやっている思いでありますけれども、やはりこれはとる人の立場になればまた違うことがあるかもしれません。そういったことで、原稿を作成する際にも気をつけて、しっかりと皆様方に完結明瞭に、優しく丁寧に、わかりやすく伝えていかなければと思っています。よろしくお願いします。（「それでは終わります」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） ここで休憩とします。再開は11時15分といたします。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を開きます。

1番早坂民奈君。

〔1 番 早坂民奈君 登壇〕

○1 番（早坂民奈君） 私は、危機管理の対応と対策はということで質問させていただきます。

全国的に豪雨による被害があり、当村も8月5日からの豪雨で、がけ崩れによる被害が多く発生しました。幸いにも人的被害はありませんでしたが、道路や、田畑の被害は甚大であります。避難所も開設され、他人事と思われていた災害が身近になり、いろんなことが見えて来ました。そこで3点質問いたします。まず1点目は避難所の場所についてです。中央公民館やまっぼっくりが避難場所でありましたが、高齢者や移動手段の困難な方々には中央公民館まで行くのに、途中危険箇所もあり行きたくとも行けなかったという方がおりました。また、今回はがけ崩れでありましたが、もし堤防決壊の場合は中央公民館も危険なのではないでしょうか。

2点目は避難所開設に女性の関わり方を積極的に取り入れていただきたいということです。東日本大震災でも、女性が多く関わった避難所はスムーズな運営が行われたところが多いと聞いております。是非女性の力を利用して頂きたい。3点目は役場庁舎も被災する可能性があります。まだ新築か現状維持か決まっておりません。災害はいつ来るかわかりません。その時、役場機能は維持できるのか。又その対策は講じているのか、今後の対応についてどのようにしていくのか、村長に伺います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「危機管理の対応と対策は」という早坂議員の御質問にお答えいたします。

今年は、大雪からはじまり、5月には大雨により塩地区の一部に避難勧告を発令、8月には、大雨により2度にわたって全村に避難勧告を発令するなどの事態となりました。度重なる自然災害により、村内に甚大な被害が発生するなど住民生活に大きな影響がでました。幸いに人的被害が無かったものの、今後秋の台風シーズンをむかえ、災害に対する備えに万全を図っていかねばならないものと思っております。

さて、1点目の「避難所への移動困難者がいたこと、堤防決壊による避難先の中央公民館の危険性」についての御質問ですが、8月5日から6日及び8月30日から31日にかけての大雨では、村全域に避難勧告を発令いたしました。御存じのように、避難勧告は、「速やかに避難場所や安全な場所へ避難」するようという意味ですが、今回の場合、何れも未明の発令だったこともあり、戸惑った住民の方も多かったと思います。まして、子供や高齢者などは、大変不安な思いをされたことと思います。

避難勧告の発令時などの切迫した場面では、行政が避難のために個別に対応することは、極めて困難であります。そうした方々への対応については、地区の自主防災組織や近隣の方々の協力が必要不可欠なものとなります。日頃から、緊急時における要介護者等への支援のあり方について自主防災組織を中心とした地域の方々と御検討をお願いいたします。

災害等、緊急時には「ただちに命を守る行動を取る」ことが、最も大切なことです。村のハザードマップなどにより、「一番近い安全な場所」に自ら避難することが重要です。家の中では何処か、近所では何処か、地区内では何処か、村の避難場所は何処かなど、日頃から家族と話し合っておき一緒に行動するようにしていただきたいと思います。また、災害の状況によっては、むやみに出歩くと、かえって危険な場合もありますので、状況をみながら行動し、警報や特別警報、土砂災害警戒情報などの情報をもとに、自ら早め早めに安全な場所や避難所に避難するようにしていただきたいと思います。

又、避難先の中央公民館について、水害の危険性があるのではないかと御意見でございますが、確かに中央公民館は、村のハザードマップでは浸水区域に指定されています。しかし、今回の一連の避難勧告においては、土砂災害の危険性が高まったことに起因した避難勧告でございましたので、設備の充実度なども考慮し指定したところでございます。しかしながら、洪水による浸水等が想定される場合においては、安全を確保できる高台にある大蔵小学校、大蔵中学校への避難所開設を想定しております。

次に、2点目の「避難所開設に女性の関わりを積極的に取りいれたらどうか」と言う御意見でございますが、避難が長期に及ぶような場合においては、避難所の運営については、婦人消防団、婦人会、ボランティアなどの女性の力が欠かせないものと思います。こうした場合においては、早坂議員の御意見は、私も全く同じ考えでございます。

しかし、災害発生時の緊急な対応については、役場職員等で、まず避難所を開設し、対応しなければなりません。この度の避難勧告時については、幸いにも避難が長引かず皆さん帰宅しましたので、その点については御理解いただきたいと思います。何と言っても緊急時の対応については、日頃から各種団体等との連携や協力体制の仕組みづくりなど意見交換をしながら意思疎通を図っていくことが重要だと思っております。

近年、日本各地で大規模な自然災害が頻繁に発生し、尊い人命が奪われる事態も度々おきております。本村におきましても、毎年のように大雪、大雨、台風などの脅威にみまわれています。今後も、村民の安心安全を守るため、引き続き災害に強い村づくりに努めてまいりたいと存じます。

次に３点目の役場庁舎の建設についての御質問ですが、議員御承知のとおり、旧庁舎については、耐震基準を満たしておらず、また庁舎全体が洪水予想区域に位置しています。

さらに、役場庁舎は、災害が発生した場合の基幹施設として重要な位置づけとなっています。役場庁舎が被災した場合は、住民の安全確保など災害への対応に大きな支障が出るものと考えます。

そのようなことから、庁内に役場庁舎整備等検討委員会を立ち上げ、５回にわたり検討してまいりました。またその結果を受け、課長等による庁舎等整備検討委員会を開催し、庁舎の建設は必要なこと、建設は、村の中心地である清水・合海地区にということを確認しております。ここまでのについては、先の６月開催の全員協議会において御説明したとおりでございます。

役場庁舎建設は、村の一大重要事業と考え、国の支援期間にとらわれることなく十分に検討したうえでの実施と考えております。このようなことから、建設用地につきましては、洪水予想区域や住民の方々の利便性を考え、多くの方々の御意見を頂戴しながら、決定したいと考えているところです。

今後も議員皆様方の御意見や住民の方々の御意見を頂戴できる場を考えながら、早急に検討してまいりますので、委員皆様方の御理解、御協力をお願いしまして、答弁いたします。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○１番（早坂民奈君） まず、私の言葉足らずであったのかもしれませんが、庁舎建設の質問はしていません。これは３点目のときにまた別の形で質問させていただきます。

まず初めに、１点目の自主避難困難者、いわゆる自分で歩いて避難できない人たちのことを避難弱者と言われているんですが、そういう方たちが避難する場合、やはり行政が個別に対応することはなかなかできないことですから、自助・共助・公助の中で共助の部分で周りの地区の方たちをお願いして避難するということになるんですけれども、今、村の現状を見て、日中もしこういうふうになったときに、その人たちを避難させるような方たちがどれだけいるんでしょうか。もうほとんど皆さん、車持っている方は仕事に行かれていますので、留守になっているのは、子供はあれです。老人と言ったら失礼ですが、あとは免許を持っていない方、免許を返納した方が自宅に残ってらっしゃると思うんですが、そういうときもやはり共助の形で避難しなければいけないのでしょうか。お答えをお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 大蔵村の中で実際その人数を数えることというのは、いまだかつて、私はやったことがございません。地区ごとそれぞれの形の中で、自主防災組織の立ち上げのとき

にそういったことの役割をおのおの名前を上げてやっていただいたところでありました。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○1 番（早坂民奈君） 人数とかそういうのではなくて、実際問題、村長は、そういう方たちが避難する手段というのは、可能だと思いますか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 実際何も逃げなくてははいけません。ですから、一次避難所というんでしょうか、大体の場合は各集落の公民館等を指定してございます。ですから、早坂議員が1回目の質問でされておりました中央公民館に指定したんですけれどもということ、当然一次避難としては、安全であれば自主防災組織の中でも取り決めたとおり地区の公民館あるいは集まる場所が指定されたはずであります。そこに避難をしていただく、そういうふうな方法でしか避難することはできないと私は思っております。

ただし、今回の8月5日・6日の中で、集中豪雨でなおかつ夜中ということもありまして、実際に清水地区の堂の前というところがございました。あの裏山から来た水が半端な水ではありませんでした。そういうことで、役場に2時、3時の時点で職員が詰めている、結構ある程度役目は持っているんですけれども、手のあいた方々がいらっしゃいましたので、そういう方々を使って誘導しました。そういうふうな判断は個々、状況によっていろいろな場面で違ってくと思うんです。そういう形で役場職員が直接避難をさせる場面もございます。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○1 番（早坂民奈君） 目の届くところはいいいんですけれども、僻地と言ったらあれなんです、奥の集落の場合、地区名を言っていいいんでしょうかね。まず桂、藤田沢とか、柳沢とかずっと奥のほうになってきますと、なかなか役場の職員の方たちの目に届かない分もあると思うんです。それはいいんですけれども、本当に自主防災で地区の中で話し合いをして、こういうときはこうなんだよという話し合いをなさっていれば大丈夫なんです、今回の場合は、その点そういう意味ではいい機会なのではないかと思っております。多分皆さん、こんなことが起こるとは考えてもいなかったと思いますので、どういうふうな形で逃げていいか、それもわからなかったということなんですね。

ただ、どうしても私たちは、地区というと地区代表、民生委員、そういう役員の方たちが何とか助けてくれるのではないかという考えを持っているんですけれども、そうなってくると、役を持っている方たちの任務の重さというんですか、それも入ってくるので、その辺もこれか

ら考えていかなければいけないことなのかと思います。

それで、一番近い安全な場所ということで、比良稲沢の公民館、あそこは水が上がりますよね。あと、桂のほうの公民館、藤田沢の公民館も、地域の人たちはあそこは危なくて逃げられないのよねという話が出ていました。それで、比良稲沢の場合は、お寺さん利用というのも可能なのではないかと考えています。やはりあそこは水が上がってしまって、どうしても中央公民館というか、清水のほうには来られないことがたびたびありますので、やはり公だけではなくて、そういうお寺さん利用もお願いするという形で考えていただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） それについては、地区の方々がどういった考え方でいるのかも含めて、今早坂議員がおっしゃるように、役場の担当部署と話し合いをしながら当然進めていかなければならないと思っています。第一次といいましょうか、避難場所を設定するときには、自主防災組織を立ち上げてその中でそのことを指摘したつもりです。ですから、比良稲沢の場合は、ここは水が上がった場合は危ないよねということも言いながら、また、藤田沢・桂地区についてもそういうふうな話をしながら、当面はここ、次はここというふうに段階的にしていると私は思っています。ですから、村が強制的にそこにしなさいとしたものではないというふうに私は理解してございます。あくまでも避難される方が安心できる場所をその場所に指定しなければならないと思っています。ただし、四ヶ村の場合がございまして。固有名詞といいましょうか、集落を挙げて大変失礼なんですけれども、地すべりの網かけになっているところで、どうしようもないところもやはり場所によってはございます。そのことでは、その中で一番安全だということになろうかと思います。

そういうことで、いろんな区分けの方法もあると思うんですけれども、今、早坂議員がおっしゃったとおり、集落の方々がお寺がもしそういう場所でいいよねということになれば、そこで村としてお願いしてうまく話し合いがつけばですけれども、あくまで個人の所有物、財産でございまして、その辺については無理強いということもできないとは思いますが、村から強力に要請をするということは可能かと思っています。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○1番（早坂民奈君） その点はよろしく願いいたします。

それで、高台にあるということに今度はなると思うんですけれども、岡山県の真備町、あそこはもう本当にハザードマップのとおり浸水してしまいました。大蔵村も、見ますと清水・

合海地区はまさにその典型ではないかと思うので、やはり小学校なり中学校の高台には必ずしなければいけないと思うんですが、高台となると平地で歩ける方もなかなか歩けない。そういうときに村のバスなり何なりを利用してまず避難させるということは、可能なのではないかと思うんですが、こちらでは行政が避難のために個別に対応はというのは書いてはありましたけれども、臨機応変にそういうことも含めてこれから防災に対して考えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、早坂議員からは、具体的に村のバスの利用というお話がございました。なるほどなというふうなことも思いましたけれども、実際そういったことが手配できるかどうかも含めて今後検討しなければならないと思っています。ただ、そういう御意見といいましょうか、御提案といいましょうか、いただいたことは、今後いろんなことで、なるほど、そういう考えもあるなというふうなことにはなっていくだろうと思ってございます。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○1番（早坂民奈君） 次に、2点目の避難所開設に女性の関わりをということで、今回の場合は本当に短期間でしたので、炊き出しとかそういうお手伝いの形で女性の方がかかわったと思うんですけれども、長期的に運営していくとなると、運営を考える最初の段階から女性の方を入れていただきたいと思っております。お手伝いだけでしたら、まず男性でも女性でもしろと言えばできるんですけれども、トイレとか着がえとか、そういうやはり女性特有の悩みがたくさんございますので、私は日ごろから各種女性団体の協議会を持ちたいと思っておりましたので、ぜひともそういう意味で女性団体との連絡ができるような体制を整えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、早坂議員がおっしゃったとおり、こういった災害について、ネットワークというものは大変重要なことになってくるかと思います。そういったことでぜひとも、逆に私のほうからこれはお願いしなくてはいけないところを御提案いただいたと受け取っております。そういうことの中で、早坂議員もおっしゃっておりましたけれども、今回の災害については人災がなくてよかったと。そういった意味ではいろんな、体験ということはおかしいですけれども、それを契機として新たに防災に対する危機感というものを募らせる、あるいは、対応するいい機会になったのではないかということをおっしゃっていただきましたけれども、私も全く同じ思いであります。ただ、余りにもその代償が大きかったものですから、特に農家

についてもそうですので、今後、先ほどの開会についての挨拶で申し上げましたけれども、いろんな面で村が対応していかなければならないと思っております。ぜひ私のほうからもそういうふうなネットワーク化、呼びかけをしますので、各女性の団体の皆様方に賛同していただき、協議をしていただければと思っております。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○1 番（早坂民奈君） 村長の心強い後押しで、これからネットワーク化を考えていきたいと思っておりますので、そのときはよろしくお願いいたします。

それから、3 番目の役場機能なんですけれども、もし水没したりいろんなことが役場の中で、避難の物資、そういう物もこの役場に保管されているのでしょうか。中央公民館とかまつぼっくりとか、そういうところに保管していて役場には保管していないのでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 私が認識している範囲では、役場庁舎の脇に商工会の事務所がありますね。あそこの下に防災のいろんな物資が保管されてございます。そのほかにもあると思いますけれども、例えば、四ヶ村においては防災センターのところに保管してございます。そのほかにも、そういった施設のことについては担当課長のほうから詳しく説明させます。危機管理室長。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤利男君） 今、村長が答弁したとおり、役場の隣の商工会の下の方に毛布と若干水があります。今、備蓄として備えているのは、沼の台防災センターのほうに水500ミリのものが40箱で960本、それから毛布100枚を備蓄しております。水のほうですけれども、賞味期限がやはりいろいろありまして3年、5年という形で、29年2月に備えて5年間ということで備蓄しております。今年度も水を720本ほど購入する予定になっておりますので、いざ災害があったときは、そこから移動させるなりすることを考えております。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○1 番（早坂民奈君） ということは、余りこの庁舎の中には備蓄はなされていないということですね。そうなりますと、役場、機能のほうはどうなるのでしょうか。パソコンとか水につかってしまうとデータとかそういうものが一切だめになってしまうと思うんですけれども、データが被災した場合どうするかというのは講じているんですか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 早坂議員、御存じかどうかですけれども、何十年前ですけれども、大蔵

村役場も下のほう、浸水あったというようなことを聞いてございます。その当時はこういった立派な堤防がまだ築かれていなかったということで、かなりの高さの水が上がったということでございます。今1階のほうにパソコンのそういったものはしてございません。ただし、電源だけが地下のほうにありますので、今回水害を受けたある町村でサーバーは……（「後に詳しく説明します」の声あり）そうですので、心配はないと思いますけれども。この堤防についてもすばらしく強靱で、今回の水害についてもびくともしませんし、でも、私もいつも思うんですけれども、人のつくったものというのはいつ壊れるかわからないということです。そういうことも想定しなくてはいけないと思っています。つまり、想定外というふうなことはないということでもあります。そういうことの意味において、役場庁舎建設も議員御指摘のとおりでありますので、今の質問について詳しくは総務課長のほうから答えさせますので、よろしくお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 議員がおっしゃるとおり、水害の場合については、ここを3階としまして1階の部分に電源のキュービクルがございます。当然、そこに浸水すれば停電になると。電気が落ちます。その場合は、非常用発電機が高床でありますので、その電源を利用できるかと。その前に当然役場も避難しなければならないんですけれども。

御質問のデータ部分については、サーバー室は旧庁舎の3階にございます。まず3階まで浸水するということは考えられないので、大丈夫であるとうちのほうでは認識していますし、そのほか毎日バックアップをとっています。例えば住民記録、戸籍関係のバックアップをとってそのデータの複製が委託しております酒田のベンダーなんですけど、そちらのほうでも同じくバックアップをとっています。うちのほうのデータがだめになったとしても、そちらのデータを生かすことができるし、酒田の会社のデータがだめになればうちのほうのデータも使えるということで、そういう危機管理をやっていますので、よろしくお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○1番（早坂民奈君） それを聞いてちょっと安心しました。

それで、もう一つなんですが、不眠不休で全職員の方に当たっていただいたんですけれども、夜通し待機して、日中業務をして、体壊さないのかなと私、反対に本当に心配したんですよ。全員はいてもまず、大災害でみんな外へ出払わなければいけないときは全員出なければいけないと思うんですけれども、こういう様子を見る段階の招集だったら、交代制のマニュアルというのもつくってみたいかがかと思ひまして。どうなんでしょうか。そうしないと本当にみんな

な体を壊します。壊してしまって業務が滞ってしまうと、村民のほうにも影響してまいりますので、ぜひともその点も考えていただけたらと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 早坂議員からは、職員に対する御配慮をいただき感謝申し上げます。その辺につきましても、全て時系列で行動をとってございます。その辺についても含めてローテーション、あるいは職員の配慮についても、滝沢総務課長のほうから説明させます。滝沢総務課長、お願いします。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 今御指摘のとおり、御心配いただいたことに感謝を申し上げます。

最初の災害時については、何分未明だったものですから、連絡のつく全庁舎内の職員を招集いたしました。最初から避難所開設から情報収集からいろいろな業務がございまして、人が多いに越したことはないと思います。ただ、やはり今御心配いただいたとおり、すぐにの仕事にも影響するような感じでしたので、そこは日中であっても十分交代で仮眠をとって業務に支障がないようにということで、村長のほうから理解していただいて各課長に協力をお願いしたところでございます。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○1番（早坂民奈君） 今回、本当に2日間で済んだからいいようなものの、これが長期戦になったら必ず支障を来すのは確実だと思います。ですので、ぜひとも村内のそういうふうのだけではなくて、庁舎内での危機管理というものをしっかりと組んでいただいて、村のためにしていただきたいと思います。

最後ですけれども、今回1つ感じたことなんですね。年寄りの御夫婦が、崖崩れがありまして裏山の土が、夜中だったものですから、自分たちは体が思うようにきかないからスコップとかそういうのは使えない、手でかきましたと。そして、肥料袋があったのでそれを肥料袋に詰めて何とかしのいだと。そのとき本当にもう涙が出たと言うんですよ。そして、御近所の方に言うんですけれども、なかなかやはり自分のほうも大変だったのかもしれませんが、自分たちでなければいけなかったという状況がありましたので、やはり自主防災のあれをもっと地域にしっかりと話をして、どうしたら、避難したらいいか、どういう助け合いが必要なのか、そういうのを危機管理のほうでしっかりと教えていただきたいと思います。小さな村なんですから、ここまで言ったらだめだし、ここまでしたらだめだって、反対に遠慮してしまうんですよ。そうではなくて、こういうときはみんなで助け合わなければいけないんだよとい

うことを再認識しながら、再確認しながら、村民に教えていただきたいと思います。

私の質問は以上です。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 早坂議員から自主防災組織の役割の再確認というようなことを役場の担当課である危機管理室、あるいは総務課のほうできっちりやってほしいというお話であります。まさにそのとおりだというふうに思います。

自主防災組織、つくってから数年たつてございますので、やはり思いというのは忘れがちというふうなことで、そこで、今回この災害をつぶさに記録をした広報9月号がございまして。その中に時系列でこの災害の経過、あるいは大蔵村を襲った50年に一度の大雨ということで2ページ、3ページに記録してございます。そして、4ページ、5ページには、被害の記録ということ、あるいは早目の避難が大切だ、自主防災組織のあり方というようなこと、そして大雨災害からの教訓ということで、先ほど議員からお話がありました公助・自助・共助ということの役割についても事細かに書いてございます。これは、大蔵村の自主防災アドバイザーであります季の里の小屋さんから原稿をいただき、そういったことをここに掲げましたけれども、全てが村でというようなことはできるはずがないというようなこと、だからこそ自主防災組織でやはり自分の身は自分で守る、あるいは、地域は地域で守るんだということをきちんと書いていただいております。決して大蔵村としてそういった災害のいろんな責任逃れをするということではなくて、大蔵村では、大蔵村全体のことをいち早く取り組んでいかなければならないということ、そして、より多くの皆様方の要望に応えなくてはいけないということなものですから、その辺のところを御理解いただきたいと思います。

なお、先ほど私が申し上げましたとおり、ときと場合によってはいろいろな判断が出てくるということ、そして、それについても先ほど早坂議員からございました、役についていらっしゃる方々がどうしても責任が重くなってしまうということ、それについて責任の分担といたしまししょうか、いろんな役割分担についても、しっかりと地域防災の中にも組み込んでいただいて、村会議員をしているから、あるいは婦人会長さんをしているからということではなくて、地域としてその役割がしっかり担えるようにしていかなければ、その上で村のというふうなことになっていかなければならないのではないかと考えてございます。

私は、いつも申し上げておりますけれども、福祉もいろんなこと全て大事でございまして。その前に一番基本なのは、やはり住民の生命、財産を守ることには尽きると思います。そういうことの中で、災害に対する備えは村を挙げて取り組んでいかなければならないと思ってい

るところでございますので、議員の皆様方の御支援、御協力をさらにお願いを申し上げます。
以上であります。

○議長（鈴木君徳君） ここで休憩とします。

再開は午後 1 時といたします。

午前 1 2 時 0 0 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を行います。

6 番八鍬信一君。

〔6 番 八鍬信一君 登壇〕

○6 番（八鍬信一君） 地すべり対策について質問します。

赤松地区の通称松山において、8 月 5・6 日の豪雨により地すべりが発生し、遠方からも山肌が赤茶けて見えるのが確認されました。

その後の雨で崩落範囲が拡大したような形跡が見られましたので、現況調査ということで赤松地区自治会長と 2 人で山に登って確認しました。崩落状況については、山頂付近が陥没し、幅 20 メートル、長さ、およそですけれども、70 メートル位のかなり大きな規模で、砂と粘土状のどろどろした土砂が崩れて流れたものでありました。

この現場は、昭和 49 年 4 月に発生した赤松山崩れ災害の復旧箇所でもあり、当時の土留めとして設置したコンクリート擁壁、1.5 メーターくらいあるのか、これと保安林として植栽したアカシヤの大木も土砂に押し流され埋もれている状況でありました。

当時は、陥没し崩落した斜面に土砂を埋め戻した経緯があります。今回の豪雨により再び陥没し押し流され、下流に堆積している状況であります。

今後も雨が続く模様であり、当時 100 メートル幅で崩壊したことから周囲の崩落、今右側が崩れているので左側、大体あと残り 80 メートル、この分も埋もれているわけで、それらの土砂の崩落、前回同規模の崩落も考えられ、前回同規模の災害も予想されます。

村として、早急に関係機関との現地調査と対策を講じるべきであり、今後の措置について伺います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「地すべり対策」という八鍬議員の御質問にお答えいたします。

昭和49年4月26日午後3時過ぎ、赤松地区において大規模な山崩れが発生いたしました。死者17名、負傷者13名、住宅の全壊20戸など、村の災害史上未曾有の被害を受け、今も忘れることの出来ない大惨事でありました。過去の大災害を思うと地区民の不安な胸中心境はお察し申し上げます。

松山の地すべりについて村での確認は、8月8日、15時過ぎ、地区住民より赤松地すべり跡地で土砂崩落跡があるとの報告を受け、16時に私も担当職員と共に現地確認を行い、現地から最上総合支庁長に一報し、調査確認をお願いしたところであります。

県担当の最上総合支庁森林整備課は、その日の18時から現地状況を確認しており、尾根に近い山腹斜面上部より土砂が崩落して、幅約15メートル、長さ約40メートルの山腹崩壊が発生した。既設土留工2基が被災し倒壊及び崩落、崩落土砂は斜面下部の杉林で止まり堆積している現状の報告を受けました。その後、13日、28日、9月3日にコンサルタントを含め現地調査を行っていただいております。

私も9月3日午後、実際に崩落箇所まで登り、再度確認を行ったところでございますが、その際、崩落箇所までの通路がきれいに刈り払いされておりましたので、後で確認をしましたら八畝議員をはじめ7名程の有志の方々がボランティアとして作業に当たっていただいたことで、そうした行為に対しまして感謝を申し上げます。

発生から現在までの状況からみて、現場は、コンクリート土留工が4段、型法枠工が4段施工されており、崩落土砂は上部の土留工で止まっていること。また、8月30日から31日にかけての豪雨においても目立った拡大崩壊は見られないこと。以上のことから判断し、今回の災害は、深層崩壊や地すべり性の崩壊ではなく、ごく浅い山腹表層の崩壊であると考えられるとの報告を受けております。

県では表面浸食を防止するため緑化工を計画しており、このまま経過観察し、必要性が発生すれば土留工の嵩上げも考慮するというところであります。現在のところ、40年以上かけて成長した樹木を伐採してまで構造物を入れる必要性は少ないという見解であります。

8月5日から6日にかけての豪雨は、「これまで経験したことのないような集中豪雨」であり、今後も頻繁に発生することが懸念されております。赤松災害から44年が経ち、年月の経過と共にこうした災害が記憶から風化していくことが懸念されます。防災訓練や防災教育、そして過去の災害の記録と記憶を如何に後世に継承するかが、今後起こり得る災害を未然に防ぐことに繋がると思います。地域の皆様には、現場の状況に注視していただき、異変を感じた場合は直ちに村に御連絡いただきますようお願いいたします。発生する災害において予兆を把握す

ることは大変難しいことでありますが、今後、一層県と連絡を密にして災害対応に当りますので、議員の皆様方の御理解、御協力をお願い申し上げまして答弁いたします。

○議長（鈴木君徳君） 八鍬信一君。

○6番（八鍬信一君） ただいま県の見解では、山腹の表層崩壊であり表面の浸食防止と緑化工計画ということですが、崩れた部分はほんの一部です。さっきも言ったように、当時100メートル幅のものの山に向かって右側20メートル余りが崩れています。ということは、あと5分の4が残っているということで、残っている部分については、当時深さが約、最深部で10メートルえぐれたような形で落ちています。そこに乗ったのが、10メートルまでいかないんですけれども、5メートル以上盛られています。盛り土しています。それが今回、崩れたのが雨によって誘発することになって中心部も崩れたら、とんでもない力で崩れてくるのかなという気がします。その辺が一番心配されることなんですけれども、今それで果たして緑化工でもつのかと。結局今の状況で緑化工とすれば、また崩れた土砂を斜面と、5段に分けてその5段に何らかの木を植えるということだと思いますけれども、今回の状況から見ても、当時から見て大体20から30センチ下がっています。ジョコウが大体15メートルぐらい、その大木が崩れているということは、やはり表面しか根が張っていないのではないかという気がします。そんなことから、個人的な考えですけれども、やはり地盤までアンカーを打ち込んだ土どめ工をすべきではないかという気がしますけれども、その後の県の見解はわからないんですけれども、その辺、村長としてどう考えますか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 八鍬議員は地元の議員でもあって、そして、災害当時のこともよく知っていらっしゃるということで、いろんな心配があらうかと思います。そういったことで、今回崩落現場に行くにしても道路の刈り払い等もみずから積極的に協力をいただいたという、そして、いつでもその場所に行きやすいようにということで配慮していただいた、そのことにも本当に感謝を申し上げるものであります。

何回も申し上げることになろうかと思いますが、私どもも、やはり八鍬議員と同じように今後大規模な崩落につながるということが一番心配でございます。そういったことで、担当課のほうに再度いろんな形で申し上げたところでありますけれども、コンサルの見立て、あるいは県の総合支庁の森林整備課の意見も一致した形の中でそういう判断が下されたのだと思っております。村として対応できる規模でもありませんし、また、その工事を行ったのも国や県ということでございますので、私どもは、そういった意見をまず申し上げて、再度検討し

ていただくということをお願いするほかはないのかと思っています。いずれにいたしましても、村民を守るのは我々役場が一番身近な状況の中の行政でありますので、今後さらに、一般質問でも出たことをお話し申し上げ、そして、地元の方々がそういった形で心配をしていらっしゃるということを申し上げて、再度総合支庁のほうにお願いをしてみたいと思っているところです。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 八鍬信一君。

○6番（八鍬信一君） 管理、あと処理ということは県のほうだと思いますけれども、やはり村としてもやるべきことがあると思います。当然、我々地元としても、雨が降るたびに確認しなければということから刈り払いして整備したわけです。だから、地元としても、やはり自分たちのことは自分たちでできる範囲でやろうということで今、自治会長とも話しています。

県のはっきりした工事内容が決まらないからだと思いますけれども、やはりその際は地元に対しての説明会をやっていただいて、ベストな対策をしてもらうしかないと考えています。

あと、大雨の後に異変があるかどうかというのは、私もやるつもりでいますし、地区でもやるつもりでいますけれども、これらについて何らかの、警報装置か何かできないのかということもひとつ考えていただきたいと思います。今回、4回ほど登っています。昨日も雨があったので確認のため登ってみました。下が崩れてくぼんだところが多少水たまりになっていまして、そこから水がちょろちょろ流れているような状態なんですね。あとは、村長も確認したと思いますけれども、脇にあるパイプ、塩ビ管から前にちょっとにじみ出ているという気がしました。先ほど警報装置と言いましたが、あわせて応急処置として水の処理、今、真ん中を流れている状態なので、それを何か脇のほうに集めて、水路はもう壊されていますけれども、対応できる物で排水のほうもやらないと、土砂がまた流れてしまうのかという心配もあります。それらについてもう一度村長の考えをお聞かせください。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 県のほうとしては、対応の仕方ということで緑化で対応すると一応方針は決まったと聞いてございます。ただ、八鍬議員、今までいろいろお話していただいたとおり、地元としての心配があるというようなことで、ぜひ地区座談会を開催して地元の方々と意見交換をして、さらにそういった対策で本当にいいのかということも含めてお話し合いをしていたくような働きかけ、村として強くこれから県、いわゆる総合支庁のほうにお話をしてみたいと思います。そして、地元の皆様方から、当然村もこれは言いますが、今、八鍬議員が言われたいろんな対策的なこと、例えば水の処理だったり、あるいは工法についての説明だったり、

そういうことをしっかりしていただけるようお願いするということ、もちろんその会議の中には、村の担当者が一緒に入りながらお話を聞くという方向で入っていききたいものと今お話を聞いていて思ったところであります。ぜひこのことは実施をしていけというふうなことでお答え申し上げたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 八鍬信一君。

○6番（八鍬信一君） 今回の山崩れまでいかないんですけれども地すべり、一番この後心配されるのは来春の雪解け、秋、冬、あの状態で保持したとしても、やはり来年の春は大きく心配されますので、今、県で考えている緑化工、もしくはその対策、それは年内に可能なのかどうか、その辺どうなんですか。教えてください。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） その時期あるいは今言った緑化工法の詳細について、私が知り得ている情報は今お話し申し上げたことでございます。さらには、担当課ということで越後産業振興課長のほうに答弁をしてもらいたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 越後産業振興課長。

○産業振興課長（越後 享君） 8月6日の災害も、常時県の担当が現地のほうに来て調査をして、その推移を見守っているという状態でございます。9月に入ってもコンサルも含めて現地調査を行っているということで、当初は緑化工という話を私は聞いているんですが、復旧工事に関する調査を現在やっているということです。今後の状況で対応策が出てくるのではないかと私は考えております。まだ調査中、状況を見守っているというふうな状況だと思います。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 八鍬信一君。

○6番（八鍬信一君） 最後になりますけれども、いろんな面で県との交渉は我々直接できないので、村のほうで強くその話を進めてもらいたいと思います。

もう一つ、全般を通してなんですけれども、ちょっと今思いついたのは、ドローンです。今回特に災害がかなり広範囲にありまして、職員の皆さん、一生懸命歩いて写真を撮ったり何かしたんですけれども、ほかの市町村でドローンを使った調査を既にやっているようで、それですと写真はもとより状況が随時確認できる、モニターで確認できると。記録として写真も撮れるというような状況のところになっているようです。ちょっとこれは今回の質問について適格かどうかわからないんですけれども、もし村長のドローンの配備についての考えがあれば、お願いしたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） ドローンの前に、県との連絡を密にということで、先ほど八鍬議員からお話のあった、今回調査してはっきりとした復旧・復興対策ができた中で、赤松地区の皆様方に説明会といいましょうか、まずそういった機会を必ず設けていただく、実施をしていただく、そのことに全力を挙げたいと思います。

それから、今回の赤松地区のみでなく広範囲にわたった災害についての調査、より詳しくリアルタイムに調査をするためにドローンの活用はいかがかということですが、非常にいい考えだというふうに思っています。実は、林道が崩落した際には職員が危険で行けなかったということもありまして、その件もどうですかということで担当課長と話をした経緯がございます。ただ、今すぐというようなことではなくて、今後の活用策として民間会社に委託してそういうことができないかということも検討してまいりたいと思います。今回の災害もそうですけれども、全て二次災害をまず最低限避けなければいけないという思いもございます。そういったことで、職員については、そのことに十分注意をしながら今回の災害箇所の確認あるいは写真撮影ということをお願いしたところでありました。そういうことで、1つのいい方法をまた教えていただいたと思ってございます。そういうことも積極的に検討してまいりたいと思ったところです。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 八鍬信一君。

○6番（八鍬信一君） これで質問を終わります。

○議長（鈴木君徳君） 4番矢口 智君。

〔4番 矢口 智君 登壇〕

○4番（矢口 智君） それでは、地区運営の要ということで村長に質問させていただきます。

私自身、地区代表の役割職について、思うところがあって質問するというわけですが、私自身が現在地区代表の立場ということもあって、一般質問で取り上げることが適切なのかと悩むところでしたけれども、何せしばらくの間続けると地区のほうで約束してしまったので地区代表を外れてからというわけにもいかず、という事情を察していただいてお願いしたいと思っております。また、村の各種委員の選任にかかわったり、委員として活動させてもらった経緯での思うところもあわせての質問となりますので、よろしくお願いします。

平成30年も残すところ4か月弱。ことしは1月末からの大雪、8月に入ってから的大雨と近年にない大きな自然災害に悩ませられた年といえます。まだ終わってはいませんが、大変な1年だったなとつくづく感じています。

きのうテレビを夕方見ていましたら、隣の角川地区で水路復旧だと思いますけれども、大勢の方が共同作業を懸命にやっている様子が報道されていましたが、高齢のおばあちゃん、ひとり暮らしなんだけれども私も出てきたと。大変そういう姿に胸が締めつけられる思いでした。地区の代表さんは助け合いの精神がここは健在なんだと気丈に振る舞っているように見えましたけれども、助け合いで済む状況ではないのではないかというふうに感じたところでした。

きょうから天気がよくなりました。今後天候に恵まれて、秋の収穫が無事終わられることを願うのみの心境ですけれども、いまだに無残に切り取られた農地や道路に行く先々で見の中で、少し復旧の姿があらわれてきている中で、改めて、地区内の被害の確認や取りまとめに奔走したであろう地区代表、農事代表の責務の重さや心労の大きさを思い、胸を痛めています。気の毒な1年だったと思っています。

これは大蔵村だけでない傾向ですけれども、高齢化・少子化、ひとり暮らしの家庭、随分ふえています。加えて離村する方も増えて、村内各地区ほぼ同様だと思いますけれども、先細りの不安と立ち向かい先頭に立っていかなければならない立場として、各代表の存在意義は以前よりも重くなっています。

特に、地区運営の柱である地区代表については、従来の、村との運営（委任）体制を大幅に見直し、今後の地区運営をお互いに満足できるようにするため、再構築を図るべきと考えています。「1年だもの、しょうがないべな」と言う代表さんの心境もわかりますけれども、地区運営の要として胸を張って頑張ってもらえるように。また、農事代表や村が委任する各団体の委員の処遇も併せて検討が必要と考えています。これからの人口規模に合わせ、また、心の通った運営体制を図るべきと考えています。

次期村政運営の挑戦を表明している村長ですけれども、次期ではなく、「今」の率直な考えを聞きたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「地区運営の要」という矢口議員の御質問にお答えいたします。

最初に、各地区代表の皆さん、また農事代表や各種委員の皆様方には、行政と住民のパイプ役として、村政運営に際し、絶大なる御尽力をいただいておりますことに、この場をお借りして厚く御礼、そして心より感謝を申し上げたいと思います。

矢口議員も、自ら「地区運営の要」として永年地区代表として御活躍されておられますので、その職務の重要性を認識されての御質問と思います。

議員御承知のとおり、地区代表の皆さんには、定期的なこととして村からの文書等の配布や募金などの集金をお願いしている一方、災害が発生または発生するおそれがある場合に被害の調査、地区内の警戒や住民への注意喚起など多大な御協力をいただいております。今回の豪雨災害につきましても、調査等をお願い申し上げました。朝早くから御対応いただき感謝を申し上げるものであります。ありがとうございました。幸いにも人的被害はありませんでしたが、農地、農業施設、公共土木施設においては、多数の被害箇所が確認されてところであります。

さて、議員御質問の地区代表等の運営体制の見直しや処遇についての御質問であります、村としては、以前から代表の方々とは現在の体制で関わりを持ちつつ、御意見を伺いながら改善に努めてまいりました。処遇についても、それぞれの地区運営を第一に考え、過重な御負担にならないよう検討を行ってきたところでございます。地区代表を始め各種委員の手当てにつきましても、この金額が妥当であるかどうかは別といたしまして、近隣の町村を参考にして決めているもので、決して他町村に見劣りする額ではないと考えております。

今後人口減少が見込まれる中、地区代表や各種委員のなり手が少なくなると思われ、地区運営にも支障をきたす恐れもあるかと思いますが、村と一体となり解決策を見出していきたいと思っております。

また、村として現行の体制を今後踏襲するというものではございませんので、地区代表者連絡協議会等で意見を集約してくださり、改善すべきことは対応していきたいと思っています。

最後に地区代表や農事代表、各種委員の方々の御協力無しでは村政運営は成り立たないと考えておりますので、今後とも議員はじめ、代表者の方々の御協力をお願い申し上げまして、答弁いたします。

○議長（鈴木君徳君） 矢口 智君。

○4番（矢口 智君） ただいまの答弁を聞いておりまして、「地区運営を第一に考えて過重な御負担にならないように」、報酬に関しても「他町村に見劣りしない」、そして、大事な部分だと思いますけれども、「現行の体制を今後踏襲することはない」、「地区代表等の意見を聞きながら」ということの答弁というふうになると思います。

少し具体的なことで考えたいと思います。地区代表の役割というのは、ずっといろんな面で考えているわけです。地区代表の存在、かわりや行政との関係についてということであります。村長は簡単なところは直接会話を基本とする村だということで、毎年各地区を回って住民と直接の意見のやりとりを交わしながら村政に対しています。それで、実際に事業を進めていくのは事務方、行政の方になると思いますけれども、村長の考えと村の施策との整合性という

ことで二、三点聞きたいと思います。

地区代表との連携となりますと、私は春に代表者会議があつてその後は研修、この間行きましたけれども、その程度。十数年前から地区代表者会議に顔を出しましたけれども、以前は随分意見も飛び交うような状況が、ことしは皆無、問い合わせ1件みたいな、随分静かになってしまったなど。それできちんと連携をとれてやれるんだらうかという心配をしたわけです。

それから、これは2年ぐらい前にちょっと気になって村のほうにも話をしているんですけれども、地区の要望の取りまとめに関してですけれども、3年程前から、簡単に言いますけれども、詳細を示してくれと。去年のほうからは、その要望の内容がなぜ必要なのか、どのように困っているかを示せと、そういうことで要望の取りまとめの依頼が来ていると。よく考えれば、これは行政側からすれば非常に的確な進め方ではないかとも考えられます。すぐにその内容がわかれば手も打ちやすいだろうという思いだと考えていますけれども。

しかし、最初に言ったように、「1年だからしょうがねえべ」の代表さんに詳細、なぜ必要なんだと。こう来ますと、人間というのは、話せば言葉は出ますけれども、紙に書いてまとめるといふのは非常に大変な作業ではないかと考えております。私は広報、さまざまな特集記事を考えるときに、文をつくることは本当に難しいなとつくづく思っているわけですが、各地区代表さん方にそれを求めるのは酷なのではないかと、これは強く感じております。また、その要望だけでいきますと、詳しく書けば書くほど担当する職員の方は内容がわかるわけですから、現場を見るとか地区の要望の思いを聞く機会も減るのではないかと。まずは代表さんに聞いてみて、ちょっと見せてくれやと言う必要がなくなるのではと。やりとりがやはり代表さんと村とのかかわりの強さにつながるのではないかと思っていたので、こういう詳細、あるいはなぜということをきちんと答えてしまうことによって、そういう関係も薄くなってしまうということもあるのではないかと思います。

私は、この一言を加えてもらったおかげで、非常に要望に対してのハードルが高くされたというふうに思っています。それでも村長は直接対話なんだというようなこと、各地区回って直接話を聞いているわけです。私はそこに行政と村長の考えとのずれがあるのではないかと、そんなことを思っているわけです。

もう一つ、地域推進事業というのが回りまして、代表者会議では地域活性化推進事業のお知らせの説明もあったかと思えますけれども、私は地区代表者向けと一般向けと2系統あるということがちょっと頭の中でこんがらかっていまして、担当のほうに改めて聞いて納得したわけですが、難しいことを言うわけではありませんけれども、村長、名前が「地域活性化推

進」と来るわけですから、オリジナルなメニューもあっていいのではないかと。そういうふうなことを考えるわけです。私から見れば金額も、あるいは補助の割合も、その内容の自由度も、余り何でもというわけにはいかないとしても、その地区の実情に合った、あるいはその代表さんや団体の思いに合った、もう少し自由度の高い考えで取り組みを進めていただけるようにしたほうが、地域活性化推進という名前も生きるだろうし、村長の求めている村政運営にもつながるのではないかと、こんなことを思っています。

この2点について村長の考えを聞きたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 矢口議員からは、大きく2つについて見解を求められたところであります。

1つは、要望の取りまとめに関してハードルが高くなったと常々考えているということ、それを突き詰めて考えれば、村長と役場職員でしょうか、その考え方にずれがあるのではないかと、思いが違うのではないかとというふうな御指摘だと私は受け取りさせていただきます。今、矢口議員がるるおっしゃったとおり、詳細を示せなり、あるいは、なぜ必要なのか、どのように困っているのかということを書き下ろし、紙にあらわすということは、果たして27集落、全集落の地区代表がそれに応えることができるのかという疑問も含めて、いろんな見解からお話をいただきました。

確かに言われてみればそのとおりだと思います。ただ、これについては、職員がより効率的にということを求める余りなのか、真意は私もちょっと理解しかねますけれども、とにかく今は要望が多過ぎるようになってきたんですね。これは、上げれば上げるほどやっていただけるような村民は気概になってきてございます。はっきり申し上げれば、以前はお金がないからできないと言っていたものを、今、職員は一生懸命工夫して、それぞれについて事業をやっております。だからこそ、逆に各集落では事業を競って、20あるいは25という形で上げてくる集落もございます。そういったこともあって、より大事な部分に村の大事なお金を使っていきたいという配慮のもとから私は出た発想だと考えてございます。ですから、職員について、これについて見解を求めるということはあえて私はいたしません。ですけれども、私の思いと役場職員の思いは、私の気持ちとしてはぜいでない、乖離をしていないというふうに考えてございます。

これは1つの自慢話になってしまうのかもしれませんが、村民は、自分の村の役場ですから役場の雰囲気というのは余りつかめないんですね。それが当たり前だと思っているから。

ですけれども、よそからいらした方には、「随分明るいですね、職員さんが」、あるいは「非常に生き生きとしていますね」ということをよく言っていただきます。私は、常に職員については、仕事には責任と自信を持ってやれというふうなことを言ってございます。そして、その最後の責任は私がとるので心配しないでやると言っているんですよ。そのことが1つの励ましときっかけになっているのではないかと私は思っています。これは全て成功だけでなくて失敗もそのとおりでございまして。そういうふうな意味で、私は職員を鼓舞する意味でそんなことを申し上げております。

そういうことで、決して地区の代表さんを威嚇やあるいは困らせるような思いでこういう文言を入れたというものではないと思っています。ただ、このやり方については、矢口議員がおっしゃるとおり、大変な部分がございます。ですから、私は、まず文章よりも本当に困っていることであれば箇条書きでも結構ですので、その後の対応について村の担当部署としっかりと話をすることが一番だと思っております。今後はそういうふうな形も含めて指導してまいりたいと思っています。

それから、2つ目の地域活性化の推進ということで補助事業があるんですけれども、オリジナルメニューでもいいのではないかと、ともすると、そのオリジナルメニューは最初から除外といいましょうか、認められないのではないかと、そういうふうな形で捉えているのではないかと、御指摘だと思っております。これについても、二転三転しながら皆さんの使い勝手がいよいよ変えてきた経緯もございまして。決して役場本位だけのものではなくて、本当の意味で各集落、地域が活性化するという趣旨に基づいて行っている。これは、やった当時は非常に珍しい方法でございました。それが定着して、なおかつ、こういう方向でいろいろ問題が出てきたということは、それだけ使っていただいていると思っております。ですから、さらに使い勝手がいよいよ補助金になれるように内部で検討してまいりたいと思っています。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 矢口 智君。

○4番（矢口 智君） 最初に申し上げたとおり、悪い考えでやったのではないと、よいと思ってやったんですけれども、それがよいと思われていないのではないかと、御指摘であります。決してよくないことを思っていることではないと思うんですが。と、私のところ以外の要望を見ているんですけれども、私のところは要望はしないことにしたのでありませんから、ほかのところを見ますと、ほとんどハード事業で、そして、村長が指摘するとおり非常に多くなっている。多くなった要因を考えているんですけれども、詳細を示す、取りまとめ

のできる地区は非常によくなってきた。片や、これは私の思いかもしれませんが、大変だと思ったところは、逆に少なくなってきたのではないだろうかと感じているところです。これも、よくないということで村長に申し上げているのではなくて、よりよいようにということで申し上げているので、これは庁内でぜひ検討していただきたいと思います。

それから、地域活性化推進、私は自由度と言いますと、何でも好きなようにと解釈、とられているんですけれども、そうではなくて、本当は地区の要望関係にソフト事業みたいなものの要望もあったりして、ああ、これはおもしろいなど。そういうものが逆に行政側のほうから、こんなの入れてやったらどうかとかそういうやりとりが、現在もあるわけですが、もっとももっとふえていくような雰囲気になれば、それこそ地域活性化に直結ではないかということを感じているわけです。

次のことを質問させていただきます。報酬というか処遇ということなんですけれども、他町村に見劣りする額ではないと。多分そうではないかと。私は、根拠は何だ、根拠を示せと強く言うつもりではありません。しかし、地区は今減少を続けているわけです。地区の減少しているのに反するように、代表さんの方の負担も農事代表さんなんかも大変だろうと思いますけれども、一時期の米集出荷みたいな、ああいうのがなくなったから大分楽になったとはいえ、農事代表さんも大変なんだろうなど。ばんばんやっているころと違って、取りまとめは苦労しているんだろうなと思いますけれども。縮小に反して、代表さんの作業量ではない精神的な負担、これはやはりふえているのではないかと私は思うところです。

そうしたところで処遇は適切だろうかということは、私は上げろとも下げろとも質問しているわけではありませんし、果実を得ようとして質問しているつもりもありません。しかし、大事なのは、今が大きな変革期かどうか。これは言えないかもしれませんが、非常に微妙に大変な時期であろうと、そういう時期に加藤村長、難儀されているわけですが、継続的に、例えば現行体制、さまざまな意見を聞きながら変えていきますという気持ちはわかりますけれども、意見を聞きながらだけでそうしたものがきちんと改善される、あるいは満足されていくものにこれからなっていくのだろうか、そこを心配するわけです。私は、大きな考えでさまざまな委員さんを含めて村として人口の少なくなった、かつて私の記憶では6,000人台から半分になったこの村の体制で、ずっとさまざまな意見を取り入れながら継続的に進めてきたことが、果たして妥当なんだろうか。そういうことをよく見詰め直していかなければならないのではないだろうか。上げてください、下げてくださいという話をしているのではないんです。これからの村づくり、次期ということもありますけれども、それもあるかもしれない。

しかし、本当に待ったなしで大きな変換点というか、もう来て、もう過ぎているかもしれない。ですから、継続的に意見をいただきながらということではなくて、大きな考えの変換点、変革をしなければならないのではないかと。再構築になりますかね。そんなことを今思っているわけです。

そういうところで、NHKの大河ドラマを見ていますか。西郷さん、おとといは幕府を倒すって切り出したですね。今度の日曜日は坂本さんが暗殺されるわけですから、平和的解決はなしで戦争突入となるんですね。大改革、私は西郷さんを見るたびに村長の姿を思い出します。体型のことを言っているのではありません。決断力、似ているのではないかと。というふうに思います。私は、うまくこれからも、ここまでみたいのではなくて、思い切った再構築が必要なのではないだろうかと感じておりますけれども、どういうふうに考えているか聞きたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、矢口議員からお褒めをいただいたのかどうか、非常に神妙な言葉があったので、体型のことだというふうに思ったわけですが。今お話の中で意見を聞いて変えていくだけがリーダーの姿ではないのではないかと。みずから思い切った考えのもとにその地域を、その行政を引っ張っていくぐらいの思いがあってしかるべきというふうな、エールとそれから御指摘をいただいたと思ってございます。

ともすると、奇抜なアイデア、あるいは、思い切った決断というのは、受ける場合もありますけれども、ちょっと方向性を間違えると大変な惨事を招く、私はそんなふうに捉えてございます。ですから、昔からある程度ひとりのリーダーもいいんですけれども、集団指導体制の中で皆さんの御意見をお伺いしながら、しっかりと地に足の着いた進め方でやっていくというほうが、無難といいましょうか、間違いが少ないのかと思ってございます。今2つのことを例に取り上げて申し上げましたけれども、時と場合によって使い分けが必要なのかと思ってございます。ですから、今、矢口議員から言われたことが、報酬に限らずいろんな他市町村との整合性ということも見きわめてやっていかないと、大蔵村の財政の中で、あるいは、よその自治体の財政の中でできること、できないこともございます。それから、最上地域としてのまとまり、連帯性、そういったものに波紋を投げかけるということにもなりかねません。そういうこともいろいろ考え合わせながらやっていかなくてはいけない。ただし、そこで私は「ただし」という言葉が大事だと思うんですね。例えば、今、矢口議員が言った、同じ集落といっても100戸ある集落と5戸しかない集落、あるいは10戸しかない集落もございます。でも、同じ地区代表

ですね。大事なことは、村がそれを選出して村が委嘱するのではないです、もともと。その地域でその人が妥当と思い、あるいは輪番制かもしれませんが、その人を地区代表として選ぶ、そこにその地域性、集落性の大事さが出てくると私は思います。そういった中で、いつも私が考えるのは、村が一方的にやる場合と集落の思いと、その中間的なものをしっかりと見つめていかないと、ただ単に村長のひとりよがり、あるいは村の役場の勝手に物事をするというようなことになってはいけないと思ってございます。そういったもろもろのことを考えましたときに、矢口議員から御指摘いただいたことはしっかりと胸にとめながら、そして、何回も言いますが、いろんな情報を入手しながら、周りとの整合性にも気を使いながら、大きな間違いにはならない、そういった決断を今後もしてまいりたいと思います。そして、果敢にいろんなことに挑戦をしていきたいというのが私の信念でございます。

私のいつも申し上げることに、矢口議員も最初に出していただきましたけれども、村民との話し合いによる村政をしく、これはやはり地方自治の原点だと思っております。そこをないがしろにして自分の思いどおりに、あるいは思い勝手に事を進めようとする場合には、必ず手痛いしっぺ返しが来ると思っています。また、そこに住む皆様方も非常にかわいそうといいますか、哀れだというふうにも考えます。そういうことにならないような、大局に立っての判断のもとに、今後も4期目に向けて頑張つてまいりたいと思っているところです。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 矢口 智君。

○4番（矢口 智君） 村長の思いはわかりました。くどくなるようですけども、やはりなり手不足というのが深刻で、どの会合に行ってもなり手がなくて、村長、統計調査員、昔は後継者を決めてやめるというのが、今は後継者なしで簡単にいなくなってしまつて、という時代なのかなと。そのほかもないくて、いなくてと。「誰かいなかや」と言われても、本当に人がいないわけですから、数少ないわけですから、単純に。それはやはり大変ではないかと。やはり全般を考えて、例えば統合、できるとか、できるかどうかわかりませんが、コンパクトにするとか、まとめるとかということが、やはり求められていくのではないかと思います。

村長も直接対話ということで集落へ行く考えであれば、代表さん方にもそうしたところの考えといいますか、どうだということも機会があれば実情を聞いてもらえればいいのではないかと、いずれにしても先細り、何年もやっているとそれが痛いぐらいにわかってきますので、何とかしなくてはという気持ちで言わせていただきました。

最後になりますけれども、委嘱、委任作業となりますか、代表さん、隔週入るようになった去年からですか、何度もお話しして、代表さんや委員さんの負担軽減というんですか、そうい

うことをいろいろ話したわけですがけれども、それがよいのか悪いのか、今ちょっと内容のところですね。というのは、まとめてたくさん資料が来ますので、住民の皆さん、何か理解しにくいところもあるところもあると反省しているところがあります。そのほか、さまざまなやりとりを常に考えて、さまざまな工夫を加えるということは、今以上に大事になってくるのではないだろうかと思っています。文書配付に行っても、ほとんど留守の家が多いわけです。そこでアポ、やりとりも交流もできなくなってきた、何かしらもう少し代表さんと直接いろいろやりとりをして改善を加えるような手だてを、これは直接そういう配付にかかわる職員さんともう少し話をして、もう少しやりやすい方法、困ったことないとか、そっちのやりとりがあればいいのではないかということを感じているわけです。そうした委任作業の軽減というのも、これから代表さんにとっては、これは地区代表だけではなくてほかも同じだと思いますけれども、大事だと考えています。そういう細かいところも気を配っていただければと考えております。どうでしょうか。時間がないから、答弁がなければなくてもいいですけども。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、矢口議員からいろんなことを言われましたけれども、私は政治信条としまして役場職員については、親切、丁寧、わかりやすいをモットーにやりなさいという指示をしていますし、私自身もそういうふうにしてやってまいりたいと強くいつも思っているところでございます。つまりは、心の通う温かい村政であります。そのことについては、今後さらに職員にも、口先の問題ではなくて気持ちから湧き出る、そういった住民に寄り添う村政ができるように、私を初めとした87名の職員全員が、そして、臨時の職員さんもそれと同じような対応ができるような、そういうふうな職員体制なり教育をしっかりしてまいります。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 矢口 智君。

○4番（矢口 智君） 村長の今の考えはわかりました。それが住民の皆さんに各地区代表さんや委員さんを通してきちんと伝わって、皆さん方、心を1つにしてさまざまに活動できるようにすること、とっても大事なことだと思います。具体的にどうこう最初から言っておりません。しかし、大事なことは考えくださいと、これは強く言います。大きな考えで全体の再構築を強く願って、一般質問を閉じたいと思います。ありがとうございました。（「はい、実践してまいります」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 以上で一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。再開は午後2時20分といたします。

午後 2時10分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を行います。

日程第 6 議第68号 専決処分の承認を求めることについて

平成30年度大蔵村一般会計補正予算（第2号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第6、議第68号専決処分の承認を求めるについて、平成30年度大蔵村一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第68号、専決処分の承認を求めるについて、平成30年度大蔵村一般会計補正予算（第2号）。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額に9,500万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ38億4,600万円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、各担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 各担当課長より議案の詳細説明を求めます。滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 議第68号専決処分の承認を求めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記。平成30年度大蔵村一般会計補正予算（第2号）

平成30年9月11日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

それでは、専決予算書の2ページをお願いいたします。

専第16号 平成30年度大蔵村一般会計補正予算（第2号）

平成30年度大蔵村の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億4,600万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

平成30年8月6日

大蔵村長 加藤 正 美

それでは、8ページをお願いいたします。

2 歳入。

17款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金9,500万円。

次の10ページをお願いいたします。

3 歳出。

4款衛生費3項1目簡易水道費200万円。

6款農林水産業費2項林業費2目林道整備費600万円。

9款1項消防費1目非常備消防費4万9,000円。

4目危機管理費145万1,000円。

次のページをお願いいたします。

11款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費1目耕地災害復旧費3,300万円。

2目林業災害復旧費250万円。

2款公共土木施設災害復旧費1目公共土木施設災害復旧費5,000万円。

以上、御審議の上、御承認くださるようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第 7 議第69号 専決処分の承認を求めることについて

平成30年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第2

号)

○議長（鈴木君徳君） 日程第7、議第69号専決処分の承認を求めるについて、平成30年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第69号、専決処分の承認を求めるについて、平成30年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）。

この議案は、簡易水道事業特別会計歳入歳出予算の総額に200万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億96万5,000円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 議第69号専決処分の承認を求めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記。平成30年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成30年9月11日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

それでは、補正予算書の16ページをお願いいたします。

専第17号 平成30年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成30年度大蔵村の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億96万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

平成30年8月6日

大蔵村長 加 藤 正 美

22ページをお願いいたします。

2 歳入。

3 款 1 項 1 目繰入金200万円。

次のページをお願いいたします。

3 歳出。

1 款 1 項水道事業経営総務費 1 目水道管理費200万円。

以上、御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第 8	議第 7 0 号	平成 2 9 年度大蔵村一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 9	議第 7 1 号	平成 2 9 年度大蔵村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 0	議第 7 2 号	平成 2 9 年度大蔵村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 1	議第 7 3 号	平成 2 9 年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 2	議第 7 4 号	平成 2 9 年度大蔵村へき地診療所特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 3	議第 7 5 号	平成 2 9 年度大蔵村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 4	議第 7 6 号	平成 2 9 年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 5	議第 7 7 号	平成 2 9 年度大蔵村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第16 議第78号 平成29年度大蔵村団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第8、議第70号から日程第16、議第78号まで決算関係の議案を大蔵村会議規則第37条の規定により一括議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、日程第8、議第70号から日程第16、議第78号までの決算認定関係9議案を一括議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第70号平成29年度大蔵村一般会計歳入歳出決算認定について、議第71号平成29年度大蔵村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議第72号平成29年度大蔵村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第73号平成29年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第74号平成29年度大蔵村へき地診療所特別会計歳入歳出決算認定について、議第75号平成29年度大蔵村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議第76号平成29年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第77号平成29年度大蔵村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議第78号平成29年度大蔵村団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上議第70号から議第78号までの9議案につきましては、平成29年度大蔵村一般会計歳入歳出決算のほか、大蔵村国民健康保険特別会計など8つの特別会計歳入歳出決算の認定についてお願いするものでございます。

各会計の決算書につきましては、前もって送付させていただいておりますので、内容等の説明につきましては省略をさせていただきます。

なお、監査委員の意見書、予算執行実績調書は別冊にして添付しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） ここで、代表監査委員の土屋 徹氏より平成29年度の決算審査結果の報告をお願いいたします。土屋 徹監査委員。

○代表監査委員（土屋 徹君） 審査意見を申し上げる前に、平成30年7月6日に発生しました西日本豪雨災害では、河川の氾濫や浸水被害、土砂災害が発生し、亡くなられた方が49人、けがをなされた方が405人、また、9月6日発生しました北海道胆振東部地震では、最大震度7を記録し、亡くなられた方41人、けがをなされた方が641人と多くの人的被害を受けられまし

た。8月5日・6日にかけての最上地方の豪雨災害では、隣村の戸沢村で床上浸水など建物被害を受ける甚大な災害となりました。被災者の方々には、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧復興を願っております。

審査意見に入ります。

平成29年度大蔵村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の審査意見を申し上げます。

審査の期間は、平成30年7月30日から8月2日の4日間にわたり実施したところであります。

審査の方法は、地方自治法第233条の規定に基づき、各会計の決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書に基づき、出納関係や証拠書類の審査と関係各課より資料の提出と説明を求め、法令や条例等の遵守、計数の正確性・収支の符合・公有財産台帳の整合性を中心に、審査を行ったところであります。

審査の結果につきましても、各会計とも法令や条例等の規定に準拠しており、計数についても正確で、その予算の執行及び各基金並びに財産管理につきましても、それぞれ設置目的に沿って運用されており、その執行は適正と認めたところであります。

なお、各会計の審査意見は、大蔵村各会計決算審査意見書のとおりであります。要点を報告させていただきます。

初めに、一般会計の収支状況につきましては、歳入歳出差し引き1億2,114万円ですが、国の補正予算を財源とした道路橋梁費、簡易水道事業特別会計繰出金の翌年度へ繰り越しすべき財源として1,834万円があることから、その実質収支は1億5,279万円でございます。また、前年度の実質収支を差し引いた単年度収支では、4,325万円増加している状況であります。

今後とも中長期的な財政健全化を図りながら、効率的な予算執行と継続的な政策評価をお願いするものでございます。

次に、自主財源であります村税ですが、調定額3億4,677万円に対して収入済額は3億1,896万円、その収入未済額については前年度より322万円ほど多い2,605万円の状況でございます。納税は国民の義務であります。今後も住民の納税意識の向上及び収納対策により一層の努力を求めるものでございます。

次に、特別会計に移ります。

初めに、国民健康保険特別会計ですが、本会計の基幹収入である保険税の収納率は現年課税分95.85%、滞納繰越分11.22%で全体では77.67%であります。現年課税分と滞納繰越分を合わせて1億1,325万円の収納減であります。本村の国保は年平均845人の小規模保険者で、医療費の増減が国保財政に大きく影響することから、特定健診や特定保健指導を通して医療給付費

の抑制に努め、税の収納率向上対策とあわせ適正な税率への見直しを図りながら、国保会計の健全な運営をお願いするものでございます。

次に、簡易水道事業特別会計ですが、歳出の決算額が28年度と比較して1,939万円ほど増加しております。その要因としましては、肘折浄水場施設整備調査設計業務委託及び塩・藤田沢基幹改良事業電気通信設備工事等によるものでございます。また、使用料の収入未済額については、減少傾向にはあるものの、税の公平負担原則と同様、未納者の理解を得ながらその解消策をお願いするものでございます。

次に、特定環境保全公共下水道事業特別会計ですが、歳出の決算額が28年度と比較して1,376万円増加しております。その主な要因としましては、大蔵村特定環境保全公共下水道に係る事業計画策定業務委託によるものでございます。清水処理区の使用料は加入戸数の増加とともに順調に推移しているようですが、肘折処理区は宿泊客の減少が旅館などに与えた影響が大きいものと推測しているところであります。使用料の収入未済額は減少傾向にありますが、限定された地区のみを対象とした事業であることから、未納は極力解消すべきものと考えておりますので、今後も下水道加入促進に努め、計画的かつ効率的な事業の推進に期待するものでございます。

次に、へき地診療所特別会計ですが、歳出の決算額が28年度と比較して1,468万円の増加であります。その要因としましては、医科及び歯科における医療検査機械の更新によるものでございます。この会計につきましても独立採算を目指すべき会計であります。診療所は村民が信頼する唯一の医療機関であり、今後も保健・医療・福祉の連携を図りながら、より充実した診療体制をお願いするものでございます。

次に、介護保険特別会計ですが、歳出総額4億4,076万円に対し、保険給付費は3億8,385万円で歳出の87.1%を占めております。これは、高齢化の進展に伴い介護サービスを必要とする高齢者が増加傾向を示すもので、今後も高齢化社会の進展に対応した介護予防事業の推進に向けて保健・医療・福祉が一体となり、地域の実情に沿った介護保険制度の充実と健全な事業運営に一層努力されることを期待するものでございます。

次に、浄化槽整備事業特別会計ですが、歳出の決算額が28年度と比較して100万円減少しております。主な要因としましては、浄化槽設置事業が減少したものでございます。生活環境の変化に伴い、浄化槽の設置あるいは下水道事業に対する村民の要望が多くなっている現状を踏まえ、維持管理経費の増加も予想されることから、使用料の適正化に努め、健全経営をお願いするものでございます。

次に、後期高齢者医療特別会計ですが、歳出では後期高齢者医療広域連合への納付金が99.7%とほとんどを占めております。高齢化の進展に伴い医療費が増加することが予想されることから、運営主体である山形県後期高齢者医療広域連合と連携を密にしながら、高齢者の健康維持に配慮した適正な医療の確保と健全な事業運営に期待するものでございます。

最後に、団地造成事業特別会計ですが、平成31年4月分譲に向けて、平成29年度は造成工事を実施したものでございます。早期に事業を完了し、住民の要望に応え定住促進に資するよう可能な限り事業を推進するべきものと考えます。

以上、各会計決算審査の意見といたします。

続きまして、大蔵村財政健全化の審査意見を申し上げます。

この財政健全化審査は、村長から提出された健全化判断比率を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施したものでございます。

健全化判断比率に基づき審査した結果、実質赤字比率や連結実質赤字比率はなく、前年同様にその財政は良と判断したところでございます。実質公債費比率についても8.2%で、わずかながら上昇していますが、早期健全化基準の25%と比較した場合には、これを大きく下回っております。また、将来負担比率もなく、特に指摘すべき事項はないと認めたものでございます。

次に、各特別会計の経営健全化審査意見ですが、いずれも同じ意見となっております。

簡易水道事業、特定環境保全公共下水道事業、浄化槽整備事業、団地造成事業の特別会計経営健全化審査は、村長から提出された資金不足比率を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施したものでございます。

いずれの会計とも資金不足比率に基づき審査した結果、実質的な資金不足はなく、特に指摘すべき事項はないと認めたものでございます。

最後に、全国的に自然災害が多発している中、大蔵村でも8月5日・6日の豪雨により村内各地で多くの道路や農地等が被災を受けました。村では避難勧告の発令や避難所開設など迅速に対応されたようですが、人的被害は絶対に出さないこと、災害時の孤立集落の解消及び対策など、村民が安全・安心で暮らせるよう村民とともに防災訓練など積極的な取り組みをお願いするものでございます。村長以下職員一同、行財政改革に意を配しながら、さらなる財政健全化を図り、一層努力されることに御期待を申し上げ、審査意見といたします。

○議長（鈴木君徳君） 代表監査委員の報告が終わったので、これより決算認定関係議案に対する総括質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第70号から議第78号までの決算関係9議案については、大蔵村会議規則第39条の規定により、議員全員10名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、議第70号から議第78号までの決算関係9議案については、議員全員10名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（鈴木君徳君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日9月12日午前10時より開会いたしますので、御参集ください。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時50分 散会

平成30年 9 月 12 日（水曜日）

第 3 回 大蔵村議会定例会会議録
(第 2 日目)

平成30年9月12日（水曜日）

出席議員（10名）

1 番	早 坂 民 奈 君	2 番	佐 藤 雅 之 君
3 番	加 藤 忠 己 君	4 番	矢 口 智 君
5 番	海 藤 邦 夫 君	6 番	八 鍬 信 一 君
7 番	佐 藤 勝 君	8 番	中 島 幸 夫 君
9 番	長 南 正 一 君	10 番	鈴 木 君 徳 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村 長	加 藤 正 美 君
副 村 長	安 彦 加 一 君
教 育 長	有 馬 眞 裕 君
総 務 課 長	滝 沢 恒 彦 君
産 業 振 興 課 長	越 後 享 君
住 民 税 務 課 長	長 南 正 寿 君
健 康 福 祉 課 長	国 分 浩 一 君
地 域 整 備 課 長	高 山 和 広 君
危 機 管 理 室 長	佐 藤 利 男 君
教 育 次 長	矢 口 真 二 郎 君
会 計 管 理 者	鳴 海 由 紀 子 君
診 療 所 事 務 長	小 野 秀 司 君
地 域 整 備 課 長 補 佐	東 谷 英 真 君
健 康 福 祉 課 長 補 佐	佐 藤 克 也 君

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長 早 坂 勇 一 君

議事日程 第2号

平成30年9月12日（水曜日） 午前10時00分 開議

第 1 議第79号 大蔵村再生可能エネルギー導入促進事業基金条例の一部を改正する条例
の制定について

第 2 議第80号 大蔵村税条例等の一部を改正する条例の制定について

第 3 議第81号 教育委員会委員の任命に同意を求めるについて

第 4 議第82号 平成30年度大蔵村一般会計補正予算（第3号）

第 5 議第83号 平成30年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

第 6 議第84号 平成30年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

第 7 議第85号 平成30年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第
2号）

第 8 議第86号 平成30年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第2号）

第 9 議第87号 平成30年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

○議長（鈴木君徳君） 皆さん、おはようございます。

昨日は、一般質問並びに議案審議、まことに御苦労さまでした。

ただいまの出席議員数は10人です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 議第79号 大蔵村再生可能エネルギー導入促進事業基金条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第1、議第79号大蔵村再生可能エネルギー導入促進事業基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） おはようございます。きょうもよろしく願いを申し上げます。

議第79号大蔵村再生可能エネルギー導入促進事業基金条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、基金を財源として村内における再生可能エネルギー導入事業者を対象に事業資金を貸与できるよう条例の一部を改正するものであります。

詳しい内容につきましては総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長より議案の詳細説明を求めます。滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 議第79号 大蔵村再生可能エネルギー導入促進事業基金条例の一部を改正する条例の制定について

大蔵村再生可能エネルギー導入促進事業基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村再生可能エネルギー導入促進事業基金条例の一部を改正する条例

大蔵村再生可能エネルギー導入促進事業基金条例（平成28年条例第6号）の一部を次のように改正する。

それでは、新旧対照表で御説明申し上げますので、2枚目をごらんになってください。

2条の次に、事業として第3条を追加しております。再生可能エネルギー導入事業者を対象に事業資金を貸与できる旨を規定しております。

2項においては、この導入事業者を規定しております。

1条追加したために3条を4条に、それから、4条の次に第5条として基金の運用、貸与した返還金は再び基金に収入する旨を追加しております。

以上2条を追加したために、4条を6条、5条を7条に改正したものでございます。

本文に戻ります。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年9月11日提出

大蔵町長 加 藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。2番佐藤雅之君。

○2番（佐藤雅之君） 全協等でその理由については聞いているので、その点については特に問題はないと思うんですが、今回基金の残高は幾らあるんでしょうか。7,000万円程度入れるという話なんですけれども、現在の残高を教えてください。

○議長（鈴木君徳君） 安彦副村長。

○副村長（安彦加一君） ただいまの基金の残高は1億円でございます。それで、7,000万円を入れるということなんですけれども、それは、7,000万円を大蔵村が全部じゃなくて、その49%分ということで、あくまでも49・48・3%のその出資割合に応じて貸し付けを行うということでございますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（鈴木君徳君） 2番佐藤雅之君。

○2番（佐藤雅之君） この基金、条例を見ればわかるのかもしれませんが、ちょっと全部載っていないので。融資ということになると利率があると思うんですが、幾らぐらいの利率を想定してこれは枠組みとしてやっているのか。

あと、今回新たに、一般論でこういうのはつくるんでしょうけれども、今回の発電を想定して基金条例をつくっているのに、なぜ今ここで改めてつくるようにしたのか、最初から組み込んでおけばよかったのではないかなと思ったんですが、その点はどうでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 安彦副村長。

○副村長（安彦加一君） まず利率の件でございますけれども、利率については国際的な金融取引と東京の銀行間の取引を考慮しております。それで、国際的な取引というのは現在0.626から0.609程度になってございます。ただ、東京の銀行間取引というのは、大体これ10年までし

か出ていません。国際的なものというのは20年まで出ていますけれども、国際的な金利と東京の銀行間取引の金利というのは大体0.1%程度東京の取引のほうが高くなっているということで、そういったことで、0.626に大体0.1%上乘せしまして、それで0.8%ということで今回利率を設定しております。

ただ、これについては、御説明申し上げますと、これまで協議会のほうに大蔵村では2,923万5,000円出資してございました。それについて協議会のほうでこれまで運用というんですか、事業をしていきますけれども、お約束のとおり、協議会で取得した財産、いわゆる河川協議して、その成果品とかそういったものを会社のほうで買い上げるというふうな形で進めておりました。それで、今回、その2,523万5,000円出資していたんですけれども、そのうちの大蔵村分としては2万9,025円、これが費用化してございます。協議会で費用化してございます。つまり消耗品とかそういうものを買っていますので、それはもうそこで費用化しましたので、その残りの2,520万5,975円、これについては協議会のほうから村のほうに戻すと。買ったものですから、その残金あるの、それは戻すと。ただ、それを戻すと銀行のほうで、自己資金、エクイティーを15%しなさいよというふうな約束なものですから、その分が減ってしまうものですから、今回そっちのほうで貸し付けして対応するというふうな形になってございます。

こういったことで、そもそもこの導入基金をつくったときにそれを入れ込んでおけばよかったんじゃないかという御指摘なんです。ただ、これは条例じゃなくて規則でやることもできるんですけれども、ちょっと今回規則でやろうかなと思ったんですけれども、きちんとこういった条例で皆様の御審議をいただいてそういったものを貸し付けしたほうが、より透明性が高くなるというふうな思いですね、今回そういった思いで条例に加えさせていただきますので、その辺も御理解をいただければというふうに思います。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 2番佐藤雅之君。

○2番（佐藤雅之君） この中身はお答えでわかりました。

最後ですけれども、実際4月に起工式をやったんですが、その後、私も現場に行って見ていないんですが、進捗状況について、これに付随してですが、ちょっとで結構ですので教えていただければ。

○議長（鈴木君徳君） 安彦副村長。

○副村長（安彦加一君） 現在の進捗状況ですけれども、ずっと取りつけた作業道路が今完成しまして、現在、堤体のほうに穴あけの作業を行ってございます。昨日もちょっと見てきたんで

す。村長さんも行って一緒に見てきたんですけれども、ワイヤーソーで3メートルの堤体に全部切り込みを、豆腐みたいに切って、そろそろ引き出しを行うのか、もしくは、今、上半分をしていますので、きのう工事事務所の佐藤所長さんのほうから、下半分の穴あけ位置を確認していただきましたので、そっちのほうを先にワイヤーソーで切るのか、その辺でやっています。大体1週間ほどちょっと雨降られたものですから、1週間ほど工程がおくれていますけれども、まず順調に作業は進んでいるということで御理解をいただければというふうに思います。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 議第80号 大蔵村税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第2、議第80号大蔵村税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第80号大蔵村税条例等の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、地方税法の一部改正に伴い、大蔵村税条例等の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。長南住民税務課長。

○住民税務課長（長南正寿君） 改正本文をごらんください。

議第80号 大蔵村税条例等の一部を改正する条例の制定について

大蔵村税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村税条例等の一部を改正する条例

改正内容につきましては、過日、議員全員協議会で新旧対照表をごらんいただきながら御説明させていただきました。全協の詳細説明の際に御要望もございましたので、本日は簡略化した説明とさせていただきますというふうに存じます。

それでは、現在ごらんになっている改正本文の最後のページをお開きください。

一番下の提案理由をごらんください。

この条例は、地方税法の一部改正に伴い、大蔵村税条例の一部を改正する必要があり、地方自治法第290条の規定により提案するものでございます。

補足説明いたします。

改正の概要につきまして、1つ目としましては、たばこ税の増税等についてでございます。

1点目、製造たばこの新たな区分として、加熱式たばこを創設するもの。2点目、加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法につきまして、現行では重量、重さのみで換算をしているところ、重量と価格を換算する方式に5回に分けて段階的に移行するものでございます。3点目、紙巻たばこの税率を1,000本当たり430円今回引き上げるもの。この増税は平成33年10月改正まで3段階で実施されます。このたびの村たばこ税関連の改正は平成30年10月1日から施行されることになります。

2つ目の改正は、中小企業の設備投資における固定資産税の特例措置についてでございます。

大蔵村税条例附則第7条の2の新しい条例の創設です。国の生産性向上特別措置法がことし6月6日に施行されたことに伴い、中小企業等が導入する償却資産にかかる固定資産税につきまして、課税平準の特例割合をゼロ、ゼロと定めるための改正です。平成33年3月31日までに取得した償却資産が対象で、こちらの改正は公布の日から施行されることになります。

本文の最後に戻ります。

平成30年9月11日提出

大蔵村長 加藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議第81号 教育委員会委員の任命に同意を求めるについて

○議長（鈴木君徳君） 日程第3、議第81号教育委員会委員の任命に同意を求めるについてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第81号教育委員会委員の任命に同意を求めるについてであります。

この議案は、教育委員会委員の高山 茂氏が平成30年9月30日をもって任期満了となりますので、引き続き、大蔵村大字南山498番地、高山 茂氏を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の御同意をお願いするものでございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第4 議第82号 平成30年度大蔵村一般会計補正予算（第3号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第4、議第82号平成30年度大蔵村一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第82号平成30年度大蔵村一般会計補正予算（第3号）。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額に2億1,400万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ40億6,000万円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 歳入歳出予算補正」に、繰越明許費につきましては「第2表 繰越明許費」に、地方債につきましては「第3表 地方債補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては各担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 各担当課長より議案の詳細説明を求めます。滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 〔以下、各担当課長より議案の詳細説明〕

それでは、補正予算書の2ページをごらんになっていただきたいと思います。

議第82号 平成30年度大蔵村一般会計補正予算（第3号）

平成30年度大蔵村一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億6,000万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成30年9月11日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

それでは、予算書の5ページをお願いしたいと思います。

第2表 繰越明許費

9款消防費1項消防費、事業名として肘折地区防災拠点施設整備事業、金額として1億7,440万円でございます。

次のページをお願いいたします。

第3表 地方債補正

1 追加分としまして、災害復旧事業債。限度額4,660万円。

起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりでございます。

2 変更

起債の目的、臨時財政対策債。

補正前の限度額が8,000万円、補正後の限度額が8,010万円でございます。合計といたしまして、補正前が5億3,440万円、補正後が5億3,450万円。

起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

それでは、10ページをお願いいたします。

2 歳入

8款1項1目地方特例交付金47万6,000円。

9 款 1 項 1 目地方交付税4,638万1,000円。

11款分担金及び負担金 2 項負担金 3 目農林水産業費負担金220万5,000円。

13款国庫支出金 1 項国庫負担金 2 目災害復旧費国庫負担金7,377万円。

2 項国庫補助金 2 目民生費国庫補助金22万2,000円。

14款県支出金 2 項県補助金 1 目総務費県補助金318万3,000円。 2 目民生費県補助金 5 万4,000円。 4 目農林水産業費県補助金186万円。

17款繰入金 1 項基金繰入金 1 目財政調整基金繰入金9,000万円の減。 3 目ふるさと大蔵村応援基金繰入金8,139万8,000円。

18款繰越金。次のページをお願いいたします。 1 項 1 目繰越金4,279万9,000円。

19款諸収入 4 項 5 目雑入535万2,000円。

20款 1 項村債 7 目消防債3,000万円。 8 目教育債3,000万円の減。 9 目臨時財政対策債10万円。 10目災害復旧費4,660万円。

次のページをお願いいたします。

3 歳出

1 款 1 項 1 目議会費10万1,000円。

2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 1 万円。 2 目文書広報費 3 万4,000円。 5 目財産管理費79万5,000円。 6 目企画費2,015万6,000円。 8 目地域振興費 8 万円。 10目村営バス事業費74万8,000円。 11目諸費8,000円。次のページをお願いいたします。 12目情報通信基盤施設管理事業費100万円。

3 項 1 目戸籍住民基本台帳費67万9,000円。

5 項 2 目統計調査費 1 万2,000円。

6 項監査委員費 4 万3,000円。

3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費85万9,000円。 2 目国民年金費101万円。 3 目老人福祉費42万7,000円。次のページをお開きください。 4 目障害福祉費 6 万9,000円。 5 目国民健康保険費19万3,000円。

2 項児童福祉費 2 目児童福祉施設費37万3,000円。 3 目児童措置費43万7,000円。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 1 目保健衛生総務費 6 万5,000円。 2 目成人老人保健事業費 9 万8,000円。 3 目母子保健事業費、これは財源内訳の変更でございます。 4 目予防費8,000円。 6 目環境衛生費 3 万8,000円。 7 目浄化槽費140万8,000円。

2 項清掃費 1 目清掃総務費21万円。

3 項 1 目簡易水道費230万4,000円。

6 款農林水産業費 1 項農業費 3 目農業振興費2,849万3,000円。 6 目農地費404万1,000円。

7 款 1 項商工費 3 目観光費214万4,000円。

8 款土木費 1 項土木管理費 1 目土木総務費60万円。

次のページをお願いいたします。

2 項道路橋りょう費 2 目道路維持費1,160万1,000円。 3 目道路新設改良費、こちらは財源内訳の変更でございます。

3 項河川費 1 目河川総務費 2 万円。

5 項下水道費 1 目特定環境保全公共下水道費408万4,000円。

9 款 1 項消防費 1 目非常備消防費10万円。 4 目危機管理費3,000万円。

次のページをお開き願います。

10 款教育費 1 項教育総務費 1 目事務局費14万8,000円。 3 目スクールバス運行管理費、これは財源内訳の変更でございます。

2 項小学校費 2 目学校教育費、こちらも財源内訳の変更でございます。

3 目クラブ活動費、こちらも財源内訳の変更でございます。

4 目情報教育費、こちらも財源内訳の変更でございます。

3 項中学校費 2 目学校教育費、財源内訳の変更でございます。

3 目クラブ活動費、財源内訳の変更でございます。

4 目情報教育費、財源内訳の変更でございます。

5 目学校給食費 2 万9,000円。

ページをめくっていただきまして、4 項社会教育費 2 目公民館費258万円。

3 目生涯学習センター管理費2,996万円の減。

11 款災害復旧費 2 項 1 目公共土木施設災害復旧費 1 億2,900万円。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。9 番長南正一君。

○9 番（長南正一君） 28ページの災害復旧費についてでございます。

きのうの本会議でも専決処分で8,500万円ほど災害復旧費承認になったわけですが、また今回1億2,900万というようなことで大変な金額になるんですけれども、これだけの災害ですから幾らあっても足りないような状況ではないかと、そんな思いをしておりますが、今月9月3日から今回の災害についていろいろ相談会を持って大勢の方から相談が来たものと思い

ますが、その相談内容についてどういう状況だったかについて、まず第1点伺います。

また、きのうの専決処分と今回の災害復旧費、2億を超えるわけですが、これで十分なのかどうか。とりあえず、今の段階での予算で復旧にかかるのだと思いますけれども、今後の見通しについて予算的に十分なのか。あるいはまた、詳細に災害が判明した時点で恐らく補正予算も必要になるのかという思いをしているんですけれども、その辺の見通しについて伺いたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 越後産業振興課長。

○産業振興課長（越後 享君） まず初めに、今月3日から4日間の災害の事前相談会の内容について、状況についてということでございますけれども、9月3日から4日間、各地区割りをしまして小災害で取り組む事業についての説明会、相談会を受け付けました。内容に関しては、申請から現場の完成までどういう書類を用意して、どう申請をするかというような相談でございます。実際に申請書を受け付けまでしていただいた方は数名です。10名に満ちておりません。そのほか相談件数に関しても、全体の相談件数は把握しておりませんが、今もなお相談は受け付けております。内容に関しては、申請方法と添付書類等の準備をお願いしたところでございます。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 予算のほう補正させてもらいまして今後の見通しということでございますけれども、今回の補正で、まず最初に土砂撤去作業委託料のほうで合計で1,600万となっています。こちらのほうが8月5日から6日の豪雨災害に対する土砂撤去作業ということで1,600万ほど見込んでいたのですが、その後、8月16日とか8月30日から31日にかけての大雨などがありまして、もう少し土砂撤去の費用がかさむものと見込んでおります。

実際の復旧工事のほうなんです、今回1億2,000万ほど計上させてもらいましたが、こちらのほうは、その家に行くために一本道しかないといった道路とか、国道・県道の迂回路となり得る村道の復旧工事のほうを優先して実施してまいりたいと思っています。

全体的には、村道の道路災害とか河川災害を含めて3億円ほど見込んでいるところです。災害復旧工事につきましては3年以内に完成するとなっておりますので、なるべく早い段階で復旧工事を終わらせたいと考えております。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 長南正一君。

○9番（長南正一君） 全体的に必死になって取り組んでいただいているという現状だと思います。大変御苦労なことだと思いますけれども、やはり今回の災害についてはいろんな形で、自

分の災害、自分だけで災害が発生しておれば、多少延びて復旧に時間がかかってもやむを得ないのかと思うんですけれども、いろんなケースがあって他人に落ちていった場合の、そういうものはそんなにいつまでもなげておけないというようなことで、早く復旧しなければというようなケースもあると思いますし。大きいものから小さいものまであるので、自前で頑張って復旧するという話も随分伺っているのですが、そういうところは一生懸命自力復旧に向かって頑張っていたきたいというような、私の地区の中でもそういう話はかなり見られております。小災害適用になるのか、または県の土木関係の復旧になるのか。そこら辺は相談会においてもなかなか自分で判断できなくて相談に行きかねているというような方もおられるようですので、そこら辺は行政がしっかりサポートしていただいて災害復旧に当たっていただきたいと思います。特に農地災害については、これまでも現場を一緒に見ましたけれども、本当にあの状況を見ると果たして復旧できるのかどうかというような、例えば桂の集落の場合ですけれども、そういう感じもしておりますので、ぜひ農家が元気を取り戻せるような対策ということを、今回特に50年に一度の災害ということですので、何かできることがあればやはり特例的なことも今回用意していただいて、一日も早い復旧に当たっていただければと思いますので、しっかり村民のために頑張っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○村長（加藤正美君）　今、長南議員から言われたこと、もっともなことだというふうに思っています。それで、今回は山形県も異例の措置をとって自前で予算をつけたということもありがとうございます。当然、今、長南議員が言われたとおり、大蔵村としても、通常の小災害からまた1つ枠を広げていろんな形で対策を講じたいということ、今後御理解いただけたと思いますけれども、とにかく管理機関と連絡を密にしながら、お互いに協力をし合いながら、きのうの挨拶でも申し上げましたとおり、農家が再生産意欲、あるいは農業を継続できるような施策を講じてまいりたいと思っています。

それから、長南議員からそのことがありましたので関連で、この議会が終わってから皆様方に申し上げようと思っていたんですけれども、きのうの質問の中でも申し上げました林道関係でありますけれども、被害が甚大だということもあり、あるいは、せきとめなどがあるのではないかという憶測もあってなかなか調査ができないでいた、その工事について、ある程度全容がわかってまいりましたので、その件についてはこれから調査設計あるいは工事費ということで皆様方に専決処分をお願いしなくてはいけないと思っていたところでございます。それについても御理解を賜りたいと思っていますところです。以上です。

○議長（鈴木君徳君）　7 番佐藤　勝君。

○7番（佐藤 勝君） 2つほど質問しようかと思ったんですけれども、1つ目、今の長南議員と同じ質問でありますけれども、それに関連して、これから調査して結果を見て、測量して、それはもう頑張ってもらわないといけませんけれども、コンサル担当ならず、設計に入る場合、特に農地とか農道とかいうのは、建物はわかりませんけれども、コンサルする前、すると一緒に地元の人の意見も入れてもらわないと、平常であれば何ともないんですけれども、それは部屋の中でも測量できるんですけれども、今は大体スキャンでやっていると思うんですけれども、その前の時点で、例えば災害が起きるような状態で、大雨降ったときの水の流れとか、沢の水の流れとか、湧水とか、いろいろ地元の人、知っている人がいっぱいいると思うんですよ、詳しく。多分コンサルタントよりよく知っていると思うんです。そういう意見を入れて設計してもらえれば、今後の災害防止になるし。ただ平らにならしてオーケーでは、それはもうガラス張りと同じで太した、格好はいいんですけども、果たしてそれで復旧になるのか。だから、全部と言いませんけれども、できる範囲内で、設計する前にその人の意見を聞いて状況を判断して、コンサルしてもらって設計してもらおうと。そういう方法をとってもいいのではないかと検討する必要があると。

あと、もう一つですけれども、23ページ、19節のドカ雪とか大雪のキャンペーンの補助金なんですけれども、この内容なんですけれども、広告費とか交通費とか宿泊代金の補助とか、その辺どんなものかまだはつきりわかりません。それから、キャンペーンそのものは物すごい大蔵村の知名度のためにいいと思うんですけれども、キャンペーンをやって赤字になったから何だかんだって、それやったためにこういう補助金を出すんですか。これは特別なんですか。その辺、お願いします。

○議長（鈴木君徳君） 越後産業振興課長。

○産業振興課長（越後 享君） まず、第1点目の村が事業主体で行う災害復旧に関して調査設計の段階で地元の方々の意見を聞くようにということでございますが、受益者が存在する事業に関しては、村が事業主体の部分ですけれども、工事に入る意思確認から受益者の考えを取り入れて判断をしていただいて進めていっております。もちろん設計の段階でも受益者の御意見は反映してやっていくということでございます。

それから、23ページの観光費に関してですが、ドカ雪・大雪割キャンペーン補助金に関しては、これは今年度、この冬、来る冬に関して445センチを上回った場合に補助をするということでございます。1泊1万円の宿泊の方々200名を想定しています。その70%を村で持って、残りの30%は宿泊旅館で持つということでございます。445センチを上回らなかった場合は、

この補助金は支出しないということでございます。

今後もうこういう事業を継続してやるのかということでございますけれども、去年初めてこの事業が発動されまして全国的に大きな反響を得たと。コマーシャル効果もかなり大きかったのではないかと考えておりますので、とりあえず今年度も実施させていただきたいと。来年度に関しては、地元と再度検討して事業を検証して、必要であればまた皆様のほうに御相談をさせていただきたいと思います。以上です。（「了解です」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第83号 平成30年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第5、議第83号平成30年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第83号、平成30年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

この議案は、国民健康保険特別会計歳入歳出予算の総額に1,977万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,327万8,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。長南住民税務課長。

○住民税務課長（長南正寿君） 補正予算書の32ページをお願いいたします。

議第83号 平成30年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成30年度大蔵村の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,977万8,000円を追加し、歳入歳出予算の

総額を歳入歳出予算それぞれ４億８,３２７万８,０００円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

平成３０年９月１１日提出

大蔵村長 加藤 正 美

３８ページをお願いいたします。

２ 歳入。

６款繰入金１項他会計繰入金１目一般会計繰入金１９万３,０００円。

７款１項１目繰越金１,９５８万５,０００円。

次のページをお願いいたします。

３ 歳出。

１款総務費１項総務管理費１目一般管理費１９万３,０００円。

７款１項基金積立金１目国民健康保険基金積立金７７０万円。

９款諸支出金１項償還金及び還付加算金６目療養給付費等負担金償還金１,１７０万７,０００円。

７目療養給付費等交付金償還金１７万８,０００円。

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第６ 議第８４号 平成３０年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第６、議第８４号平成３０年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第８４号、平成３０年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）。

この議案は、簡易水道事業特別会計歳入歳出予算の総額に356万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億452万9,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） それでは、補正予算書の44ページをお開きください。

議第84号 平成30年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成30年度大蔵村の簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ356万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億452万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月11日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

50ページをお願いいたします。

2 歳入。

3 款 1 項 1 目 繰入金230万4,000円。

4 款 1 項 1 目 繰越金125万9,000円。

5 款 諸収入 1 項 雑入 3 目 弁償金1,000円。

次のページをお願いいたします。

3 歳出。

1 款 水道事業経営総務費 2 項 水道布設費 1 目 簡易水道布設費356万4,000円。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議第85号 平成30年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第7、議第85号平成30年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第85号、平成30年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

この議案は、特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の総額に478万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,251万4,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 補正予算書の56ページをお願いいたします。

議第85号 平成30年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成30年度大蔵村の特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ478万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,251万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月11日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

62ページをお願いいたします。

2 歳入。

1 款分担金及び負担金 1 項分担金 1 目下水道事業費分担金17万円。

3 款 1 項 1 目繰入金408万4,000円。

4 款 1 項 1 目繰越金52万6,000円。

次のページをお願いいたします。

3 歳出。

1 款 1 項公共下水道事業経営総務費 1 目下水道管理費478万円。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。再開は11時10分といたします。

午前 1 1 時 0 0 分 休憩

午前 1 1 時 1 0 分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を開きます。

日程第 8 議第 8 6 号 平成 3 0 年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第 8、議第86号平成30年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第86号、平成30年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）。

この議案は、介護保険特別会計歳入歳出予算の総額に1,644万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,240万7,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第 1 表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては健康福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 国分健康福祉課長より議案の詳細説明を求めます。国分健康福祉課長。

○健康福祉課長（国分浩一君） 68ページをごらんください。

議第86号 平成30年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成30年度大蔵村の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,644万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,240万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月11日提出

大蔵村長 加藤 正 美

74ページをお開きください。

2 歳入。

1 款保険料 1 項介護保険料 1 目第 1 号被保険者保険料24万円。

3 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目介護給付費負担金16万円。

2 項国庫補助金 3 目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業） 4 万1,000円。

5 目保険者機能強化推進交付金1,000円。

4 款 1 項支払基金交付金 1 目介護給付費交付金22万4,000円。

5 款県支出金 1 項県負担金 1 目介護給付費負担金10万円。

2 項県補助金 2 目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業） 2 万円。

7 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金24万9,000円。

8 款 1 項 1 目繰越金1,540万6,000円。

次のページをお開きください。

3 歳出。

2 款保険給付費 5 項高額医療合算介護サービス等費 1 目高額医療合算介護サービス費80万円。

4 款地域支援事業費 3 項包括的支援事業・任意事業費 1 目包括的支援事業費11万6,000円の減。

2 目任意事業費11万6,000円。

4 目生活支援体制整備事業費10万5,000円。

5 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 2 目償還金1,553万6,000円。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。2番佐藤雅之君。

○2番（佐藤雅之君） 74ページの3款2項5目、保険者機能強化交付金ということでわずか1,000円入っているんですが、余りにも少ないような感じがするんですけども、これはどういった算出に基づいて入るものなののでしょうか。1,000円というのは妥当な額なのかどうかわからなかったので説明をお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 国分健康福祉課長。

○健康福祉課長（国分浩一君） これは、年度途中なんですけれども新規の事業ということで存目程度の金額です。新たに支援事業が始まるということで、新たに国のほうの指針ですので。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○2番（佐藤雅之君） ということは、象徴的に計上しているのか。こういう金額では、支援してもらってはありがたいですけども、何でこういう1,000円になっているのか。備忘録的に見合って今後積み増しになってくるのであればわかるのですが、1,000円という金額の根拠が余りにもよくわからないのでお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 国分健康福祉課長。

○健康福祉課長（国分浩一君） 新規の事業ということで、国のほうから内容的なことはまだ決定にはなっていないんです。ただ、早々に始まるということで存目程度である程度やってくださいと指導ありましたので組みました。以上です。（「わかりました」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第87号 平成30年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第9、議第87号平成30年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第87号、平成30年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）。

この議案は、浄化槽整備事業特別会計歳入歳出予算の総額に172万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2,792万8,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 補正予算書の84ページをお願いいたします。

議第87号 平成30年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度大蔵村の浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ172万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,792万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月11日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

90ページをお願いいたします。

2 歳入。

1 款分担金及び負担金 1 項分担金 1 目浄化槽整備事業分担金 8 万8,000円。

3 款 1 項 1 目繰入金140万8,000円。

4 款 1 項 1 目繰越金23万2,000円。

次のページをお願いいたします。

3 歳出。

1 款 1 項 1 目浄化槽整備事業費172万8,000円。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

決算審査特別委員会は9月13日・14日、本会議を休会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、9月13日・9月14日は、決算審査特別委員会のため本会議を休会いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、9月14日午後1時より開会いたしますので、御参集ください。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時25分 散会

平成30年 9 月 14 日（金曜日）

第 3 回 大蔵村議会定例会会議録
(第 3 日目)

平成30年9月14日（金曜日）

出席議員（10名）

1 番	早 坂 民 奈 君	2 番	佐 藤 雅 之 君
3 番	加 藤 忠 己 君	4 番	矢 口 智 君
5 番	海 藤 邦 夫 君	6 番	八 鍬 信 一 君
7 番	佐 藤 勝 君	8 番	中 島 幸 夫 君
9 番	長 南 正 一 君	10 番	鈴 木 君 徳 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村 長	加 藤 正 美 君
副 村 長	安 彦 加 一 君
教 育 長	有 馬 眞 裕 君
総 務 課 長	滝 沢 恒 彦 君
産 業 振 興 課 長	越 後 享 君
住 民 税 務 課 長	長 南 正 寿 君
健 康 福 祉 課 長	国 分 浩 一 君
地 域 整 備 課 長	高 山 和 広 君
危 機 管 理 室 長	佐 藤 利 男 君
教 育 次 長	矢 口 真 二 郎 君
会 計 管 理 者	鳴 海 由 紀 子 君
診 療 所 事 務 長	小 野 秀 司 君
地 域 整 備 課 長 補 佐	東 谷 英 真 君
健 康 福 祉 課 長 補 佐	佐 藤 克 也 君

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長

早 坂 勇 一 君

議事日程 第3号

平成30年9月14日（金曜日） 午後1時00分 開議

第 1 常任委員会付託案件審議

第1号(請願) 日本政府が核兵器禁止条約に署名し、政府が批准することを求める請願

第2号(請願) 種子法廃止に伴う万全の対策を求める請願

第 2 決算審査特別委員会付託の議案

議第70号 平成29年度大蔵村一般会計歳入歳出決算認定について

議第71号 平成29年度大蔵村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議第72号 平成29年度大蔵村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議第73号 平成29年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議第74号 平成29年度大蔵村へき地診療所特別会計歳入歳出決算認定について

議第75号 平成29年度大蔵村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議第76号 平成29年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

議第77号 平成29年度大蔵村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議第78号 平成29年度大蔵村団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

第 3 発議第1号 日本政府が核兵器禁止条約に署名し、政府が批准することを求める意見書の提出について

第 4 発議第2号 種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書の提出について

第 5 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後１時００分 開会

○議長（鈴木君徳君） ９月13日並びに14日の決算審査特別委員会、まことに御苦労さまでした。

ただいまの出席議員数は10人です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第１ 常任委員会付託案件審議

○議長（鈴木君徳君） 日程第１、常任委員会付託案件の審議に入ります。

整理番号第１号（請願）、日本政府が核兵器禁止条約に署名し、政府が批准することを求める請願に関する請願を議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。矢口委員長。

○４番（矢口 智君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

審査した月日 ９月12日

付託された事件の処理結果

事 件 の 番 号 整理番号第１号

件名及び処理結果

請 願 書 日本政府が核兵器禁止条約に署名し、政府が批准することを求める請願

請 願 者 山形県新庄市千門長1-38

生活協同組合共立社新庄生協 地域理事会議長 岸 昌子

平成30年９月11日の本会議において、当委員会に付託になりました、整理番号第１号「日本政府が核兵器禁止条約に署名し、政府が批准することを求める請願」について、９月12日に委員会を開催し慎重に審査した結果、大蔵村では昭和61年に、恒久平和は人類共通の願い、非核平和都市宣言をしており、核兵器をなくすことが日本国民の切なる願いであるとの意見が一致し、採択と決定いたしました。

審 査 結 果 採択

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 報告が終わったので、質疑に入ります。質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本請願は委員長報告のとおり採択することに決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本請願は委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

整理番号第2号（請願）、種子法廃止に伴う万全の対策を求める請願に関する請願を議題といたします。

産業建設委員長の報告を求めます。長南正一君。

○9番（長南正一君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

審査した月日 9月12日

事件の番号 整理番号第2号

請願書 種子法廃止に伴う万全の対策を求める請願

請願者 山形県山形市大字門伝字裏城1番地

農民運動山形県連合会 会長 小林茂樹

山形県最上郡最上町大堀313

最北地区農民連 会長 二戸 正

平成30年9月11日の本会議において、当委員会に付託になりました、整理番号第2号「種子法廃止に伴う万全の対策を求める請願」について、9月12日に委員会を開催し慎重に審査した結果、これまで同様に試験場等での取組みを後退させず、農家の生産意欲や品質向上を図る必要があるとの意見が一致し、採択と決定いたしました。

審査結果 採択

以上、御報告いたします。

○議長（鈴木君徳君） 報告が終わったので、質疑に入ります。質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本請願は委員長報告のとおり採択することに決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本請願は委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

日程第２ 決算審査特別委員会付託の議案

○議長（鈴木君徳君） 日程第２、決算審査特別委員会付託の議案を議題といたします。

議第70号から議第78号までの決算関係議案９件を一括議題といたします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。矢口委員長。

○４番（矢口 智君） 御報告申し上げます。

去る９月11日の本会議において、決算審査特別委員会へ付託になりました決算関係９議案の審査結果は次のとおりであります。

議第70号平成29年度大蔵村一般会計歳入歳出決算認定について、議第71号平成29年度大蔵村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議第72号平成29年度大蔵村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第73号平成29年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第74号平成29年度大蔵村へき地診療所特別会計歳入歳出決算認定について、議第75号平成29年度大蔵村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議第76号平成29年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第77号平成29年度大蔵村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議第78号平成29年度大蔵村団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についての９議案を慎重に審査した結果、いずれも適正妥当であり原案のとおり認定されました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木君徳君） 委員長報告が終わったので、質疑に入ります。質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

議第70号から議第78号までの決算関係議案９件について、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、議第70号から議第78号までの決算関係議案９件については、委員長報告のとおり、いずれも原案のとおり認定されました。

日程第3 発議第1号 日本政府が核兵器禁止条約に署名し、政府が批准することを求める意見書の提出について

○議長（鈴木君徳君） 日程第3、発議第1号日本政府が核兵器禁止条約に署名し、政府が批准することを求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案者である矢口 智総務文教委員長より提案理由の説明を求めます。矢口委員長。

○4番（矢口 智君） 発議第1号、日本政府が速やかに核兵器禁止条約に署名し、政府が批准することを求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、大蔵村議会会議規則第14条の規定により提出します。

本文は皆さんのお手元にあるので省略します。

提出先

内閣総理大臣 安倍晋三殿

衆議院議長 大島理森殿

参議院議長 伊達忠一殿

以上、御審議いただき御可決くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 発議第2号 種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書の提出について

○議長（鈴木君徳君） 日程第4、発議第2号種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案者である長南正一産業建設委員長より提案理由の説明を求めます。長南委員長。

○9番（長南正一君） 発議第2号、種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、大蔵村議会会議規則第14条の規定により提出します。

意見書を朗読します。

種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書

先の通常国会で主要農作物種子法（種子法）廃止法が成立しました。

種子法は、国や都道府県の種子に対する公的役割を明確にした世界に誇るべきものであり、同法のもとで、稲・麦・大豆の原種・原原種の生産、優良品種（奨励品種）指定のための検査などを義務付けることにより、都道府県と農業協同組合が協力し、地域にあった優良銘柄を多く開発し、安価に販売するなど、農民の生産・販売活動に大きな役割を果たしてきました。

主要農作物種子法が廃止されたことにより、これまでの種子法に基づいた試験場等のとりくみが後退することがないように予算措置の確保等、万全な対策が求められています。

あわせて、種子法の廃止で、地域の共有財産である「種子」を民間企業に委ねた場合、改良された新品種に特許がかけられ、農家は特許料を払わなければ種子が使えなくなることが強く懸念されています。

食料自給率のさらなる低下が不安視されるなか、農家の生産意欲と品質向上への努力に大きな役割を担う「種子」の安定確保は、今後ますます重要になります。

以上の趣旨から、地方自治法第99条の規定にもとづく意見書を、提出します。

1. 試験場等のとりくみが後退することのないよう予算措置等の確保を行うこと。

1. 地域の共有財産である「種子」を民間に委ねることのないよう対策を講じること。

平成30年9月14日

大蔵村議会議長 鈴木君徳

提出先

内閣総理大臣 安倍晋三殿

農林水産大臣 齋藤 健殿

衆議院議長 大島理森殿

参議院議長 伊達忠一殿

以上、御審議いただき御可決くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第５ 議員派遣の件

○議長（鈴木君徳君） 日程第５、議員派遣の件を議題といたします。

事務局職員より朗読させます。

○議会事務局長（早坂勇一君） 議員派遣の件

平成30年９月14日

次のとおり議員を派遣する。

１．最上地城市町村議会議員研修会

(1)目 的 議員の識見を高め、新たな行政需要への対応に資する。

(2)派遣場所 舟形町 役場会議室

(3)期 間 平成30年10月12日（金）

(4)派遣議員 議員10名

２．山形県町村議会議員研修会

(1)目 的 議員の識見を高め、新たな行政需要への対応に資する。

(2)派遣場所 山形市 国際交流プラザ

(3)期 間 平成30年10月16日（火）

(4)派遣議員 議員10名

以上です。

○議長（鈴木君徳君） お諮りいたします。

ただいま事務局職員朗読のとおり、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件につきましては、事務局職員朗読のとおり決定いたしました。

ここで休憩いたします。再開は13時25分といたします。

午後１時１５分 休憩

午後１時２５分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を開きます。

ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

ただいま加藤村長から議第88号を提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。

よって、議第88号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 議第88号 医用画像管理配信（PACS）システム装置の購入契約
について

○議長（鈴木君徳君） 追加日程第1、議第88号医用画像管理配信（PACS）システム装置の購入契約についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 追加提案を承認いただき、ありがとうございました。

それでは、提案理由を申し上げます。

議第88号医用画像管理配信（PACS）システムの購入契約について。

この議案は、去る平成30年9月6日に入札を執行した結果、山形市蔵王成沢422番地の2、東北医療機器株式会社代表取締役伊藤順二と医用画像管理配信システム装置購入に係る仮契約を行ったものでございます。

詳しい内容につきましては総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長より議案の詳細説明を求めます。滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 議第88号医用画像管理配信（PACS）システムの購入契約について。

次のとおり医用画像管理配信（PACS）システム装置の購入契約をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 医用画像管理配信（PACS）システム装置 一式の購入
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 783万円

4 契約の相手 山形県山形市蔵王成沢422番地の2

東北医療機器株式会社

代表取締役 伊藤順二

それでは、補足説明をさせていただきます。

去る9月6日に入札を執行いたしました。予定価格を735万8,490円とし、6社を指名し入札を実施したところ、725万円、税込み783万円で東北医療機器株式会社が落札をし、仮契約を行ったものです。

2枚目のほうに仮契約書を添付しておりますので、ごらんになっていただきたいと思います。
本文に移ります。

平成30年9月14日提出

大蔵町長 加藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、平成30年第3回大蔵村議会定例会を閉会いたします。

御審議、まことに御苦労さまでした。

午後1時35分 閉会

上記、会議録は事務局長の記載したものであるが、その内容について正確なることを証するため署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員